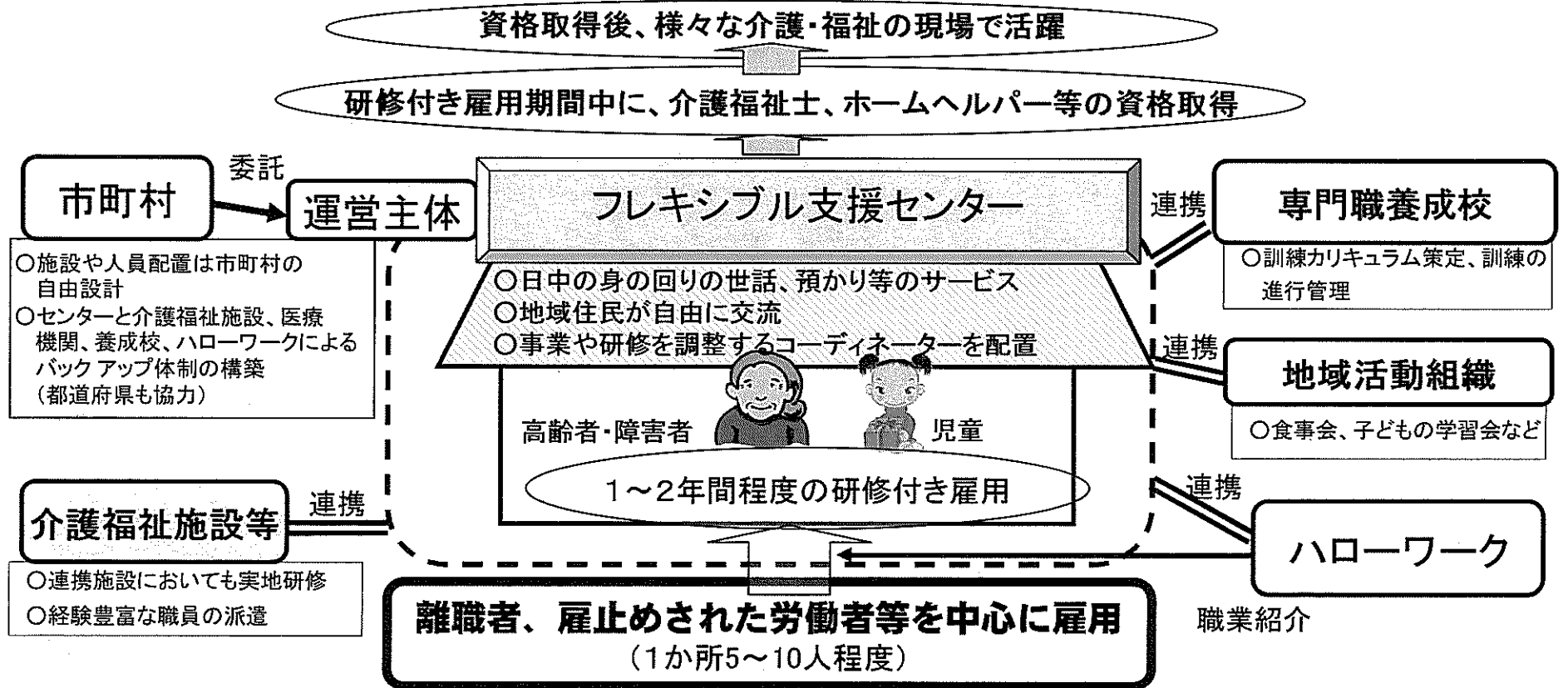


フレキシブル支援センターのイメージ

1. **フレキシブルな支援**＝日中のお世話や預かりサービスが必要な人は誰でも受け入れ(「縦割り」を超え、サービスの隙間がない)。
2. **離職者等の現場訓練(OJT)の場**＝センターや連携施設、養成校での訓練を通じ、介護・福祉分野への就職・キャリアアップを支援する場とする。
3. **地域に密着した運営**＝市町村が設置し、地元の社会福祉法人やNPO法人、民間企業等に運営委託。ハローワーク、他の介護福祉施設、専門職養成校が一体となり、地域ぐるみで対応。
4. **スピード感のある対応**＝緊急経済対策の財源を活用。既存施設の使用等により迅速な対応を実現。当面、3年間の制度として実施。



「フレキシブル支援センター」の活動イメージ

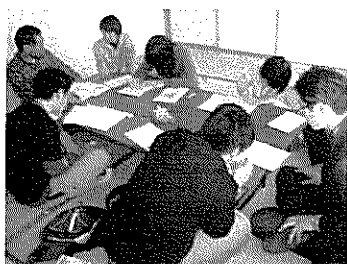
- 〈先行事例〉
- 北海道・コミュニティハウス構想（北海道庁が道州制特区で要望中。対象者を限定しない、必要な人が誰でも使えるハウス。釧路「コミュニティハウス冬月荘」の試行）
 - 富山・宅老所「このゆびとーまれ」（高齢者だけでなく、子どもや障害者も一緒にお世話をしている）



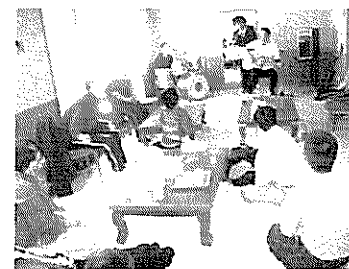
朝はお出迎え



一緒に食事をしたり、



勉強をしたり、
自分達で決めた
レクをしたりして、
一日を過ごします。



併設型フレキシブル支援センターの実施例

1. 高齢者のデイサービスセンター等に併設して実施する方法(案)

高齢者のデイサービスセンター等にフレキシブル支援センターを併設し、要介護(要支援)高齢者のほかに、支援の必要な地域の障害者や子ども等を受け入れ、多世代の交流の場や居場所づくりをモデル的に実施するとともに、地域で雇用を創出する。

既存 高齢者のデイサービスセンター(例)

(実利用者1日20人程度の場合)

(事業内容)

要介護者を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護や創作的活動、機能訓練などを行う。

(利用料) 1割負担+食事や創作活動の材料費等の実費負担

(運営費) 介護報酬

(職員配置) 5人

生活相談員1人、看護職員1人、介護職員2人

機能訓練指導員1人

一般高齢者等のミニデイ

(事業内容)

レクリエーション、創作活動等

(運営費)

市町村の委託料等

(地域支援事業)

移行

フレキシブル支援センター 利用定員20人程度

(対象者) 支援の必要な障害者、子ども、高齢者等

(支援内容) 日中の預かり、見守り、身の回りの世話、介護予防や自立支援に向けた取り組み等を行う。



(利用料) 無料(食事や創作活動の材料費等は実費負担)

(運営費) 市町村からの委託料 年2,500万円程度

(職員配置) コーディネーター1人、生活支援員1人

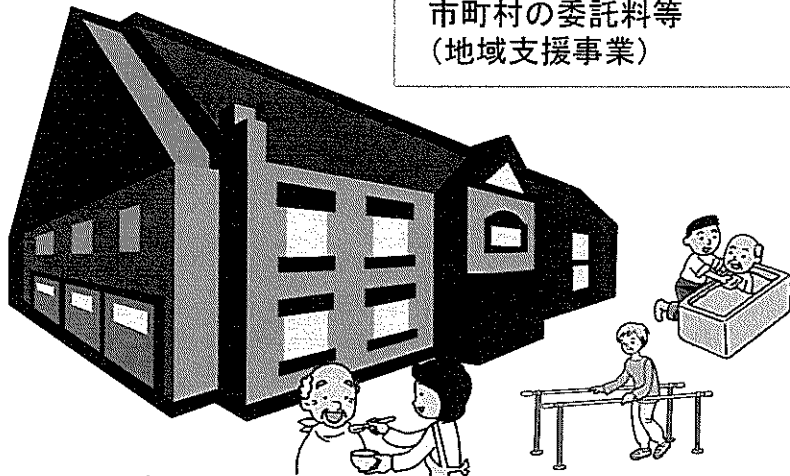
※初年度は、未熟な離職者等への指導の手間を考慮し、生活支援員を2人配置する。

離職者等 5人程度

※ 受託法人での雇用継続を図るため、3年間の雇用を認める

↳ 連携施設等が実施するヘルパー養成研修を受講

↳ ・地域の介護事業所等に就職
・または受託法人で雇用継続



2. 障害者の地域活動支援センター等に併設して実施する方法(案)

障害者の地域活動支援センター等にフレキシブル支援センターを併設し、障害者のほかに、支援の必要な地域の高齢者や子ども等を受け入れ、中山間地域における小規模な共生型サービスをモデル的に実施するとともに、地域で雇用を創出する。

既存 障害者の地域活動支援センター(例)
(利用定員10人)

(事業内容)

障害者等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供するとともに、社会との交流の促進等を図る。

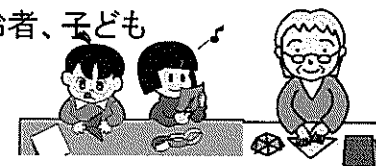
(利用料) 無料(食事や創作活動の材料費等は実費負担)

(運営費) 市町村からの運営費補助

(職員配置) 2人(常勤1人、非常勤1人)

フレキシブル支援センター 利用定員10人程度

(対象者) 支援の必要な高齢者、子ども
引きこもりの若者等

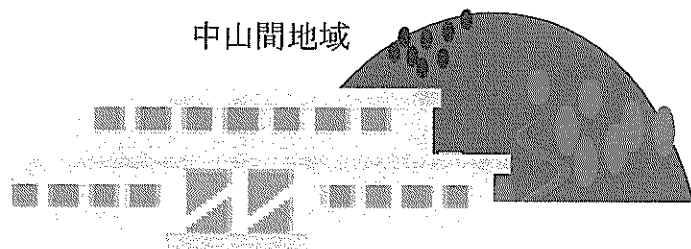


(支援内容) 日中の預かり、見守り、介護予防や自立支援に向けた取り組み等を行う。

(利用料) 無料(食事や創作活動の材料費等は実費負担)

(運営費) 市町村からの委託料 年1,500万円程度

(職員配置) コーディネーター1人、生活支援員1人
離職者等 3人程度



市町村社協等が
実施するヘルパー
養成研修を受講

・地域の介護事業
所等に就職
・または受託法人
で雇用継続

3. 市町村社会福祉協議会、NPO法人等の高齢者サロン等を拡充して実施する方法(案)

高齢者サロンや配食サービス等の市町村委託事業を実施している市町村社会福祉協議会、NPO法人等にフレキシブル支援センターを併設し、誰もが集え、住民主体の見守りや生活支援を行う共生型・多機能モデル拠点に拡充するとともに、地域の雇用を創出する。

既存 市町村社会福祉協議会(例)

- 高齢者サロン
 - (事業内容) レクリエーション、創作活動等
 - (実施頻度) 月1~4回程度
 - (利用料) 食事や創作活動の材料費は実費負担
 - (運営費) 市町村の委託料
- 配食サービス
 - (事業内容) 弁当配達による見守り活動
 - (実施頻度) 月1~4回程度
 - (利用料) 300~500円程度
 - (運営費) 市町村の委託料

拡充

フレキシブル支援センター 利用定員20人程度

(対象者) 共生型...高齢者、障害者、子どもなど誰でも
 (支援内容) 多機能

- ①集う...サロン、デイサービス、放課後の児童の居場所
- ②泊まる...緊急時の宿泊
- ③預かる...緊急時の一時預かり
- ④訪ねる...配食サービス、見守り、買い物代行
- ⑤働く...生活訓練、就労支援
- ⑥送る...送迎サービス、外出支援

(利用料) 無料(食事や創作活動の材料費等は実費負担)

(運営費) 市町村からの委託料 1,500万円程度

(運営体制) 住民参画による地域に開かれた持続可能な運営体制

(職員配置) コーディネーター1人、生活支援員1人、

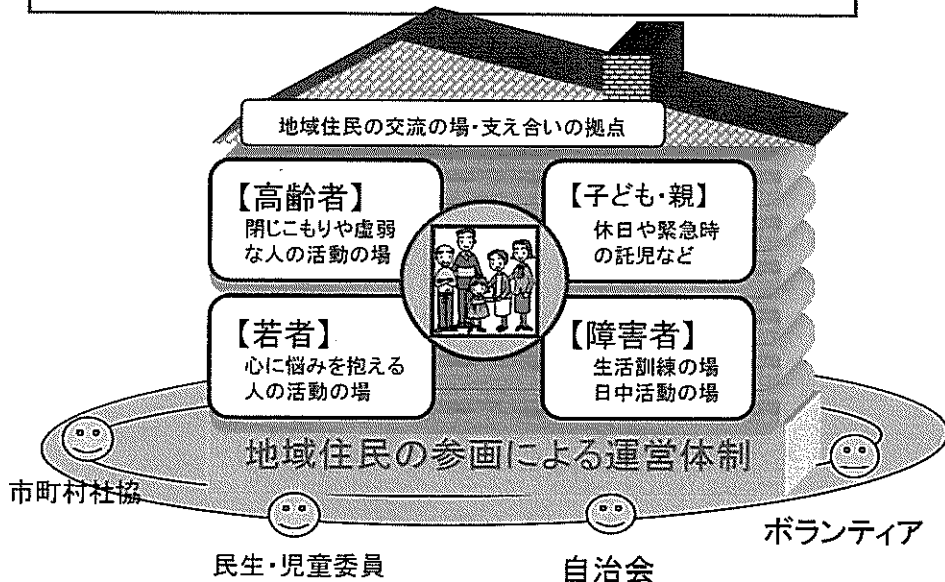
ボランティア(必要人数)

離職者等 3人程度

※ コーディネーターの配置は兼任も認める。

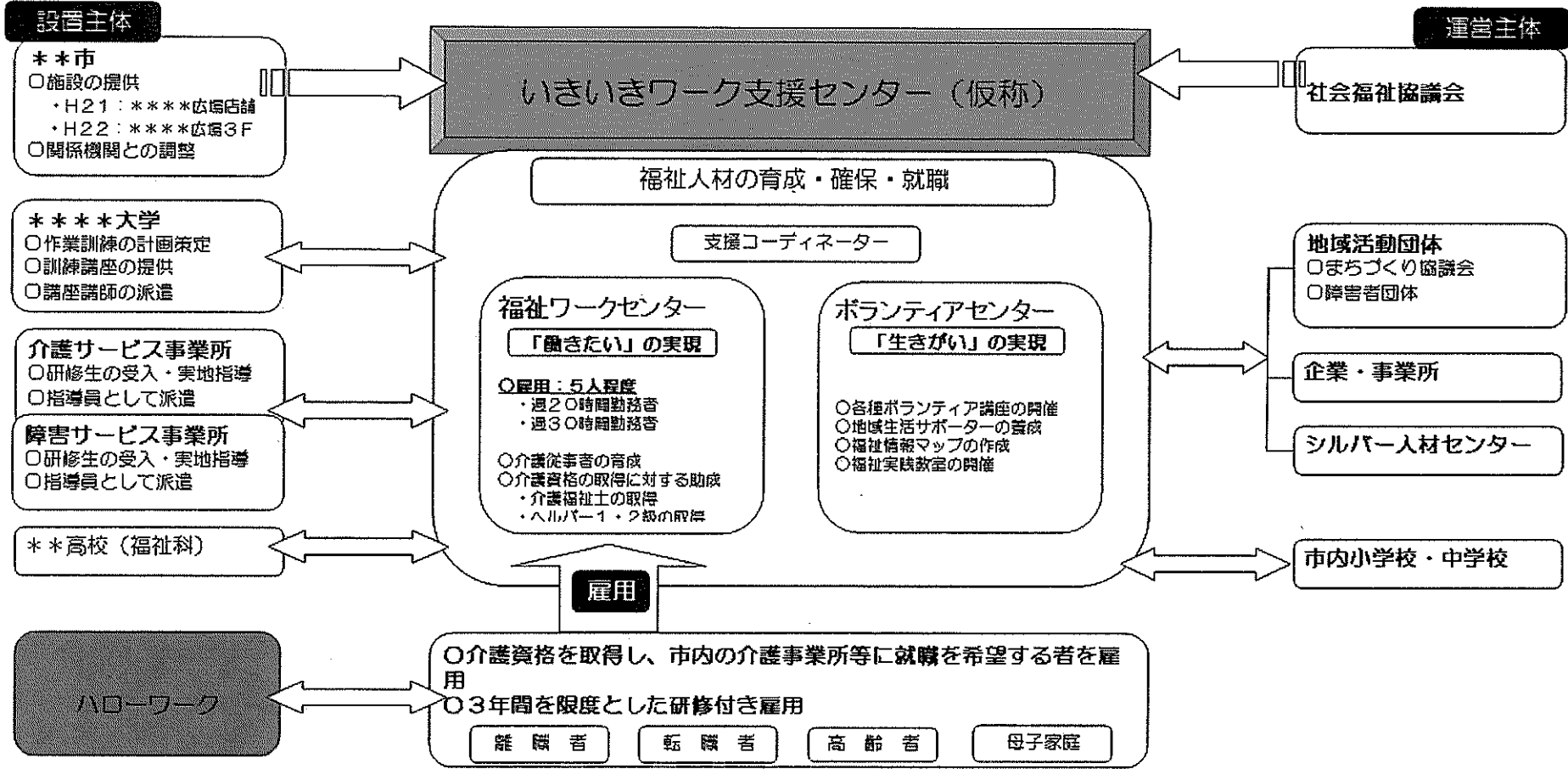
市町村社協等が実施するヘルパー養成研修を受講

・地域の介護事業所等に就職



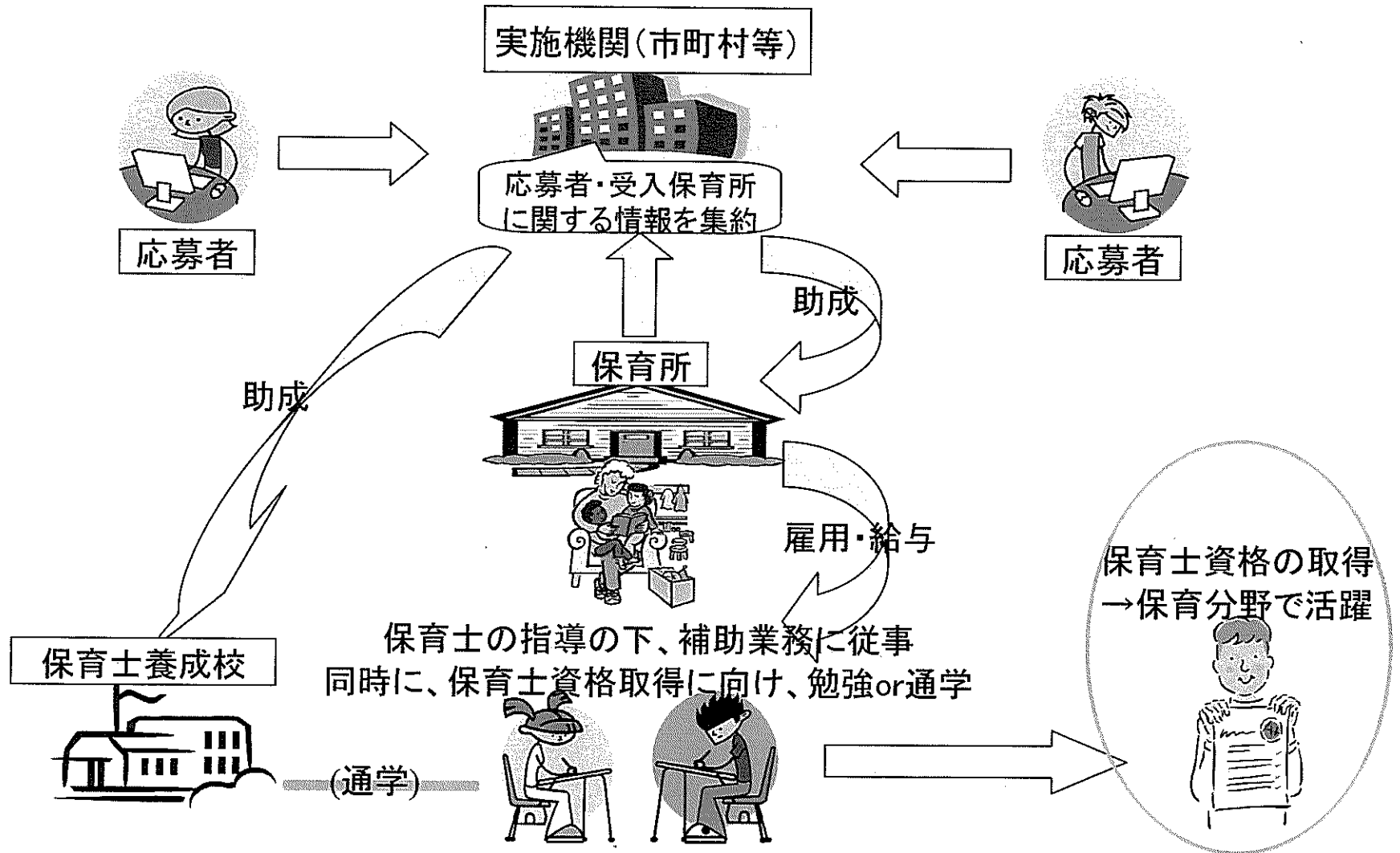
人材養成・就労支援に重点を置いた実施例

- 目的**
- 派遣切り・雇い止めによる離職者対策・母子自立支援として新たな就職支援を実施する。
 - 介護従事者の人材確保・育成の観点から、切れ目のない人材の育成と事業所支援策を講じる。
 - 地域の社会資源（社会福祉法人・大学等）と連携したフレキシブルな就労支援システムを構築する。
 - ライフステージに応じた福祉教育の支援を行う。



保育所雇用促進事業

- 離職者等の応募者に、保育所において補助業務に従事することにより、給与を得ながら実務経験を積み、保育士資格取得に向けて学ぶ機会を用意。
- 保育士資格取得後は、急速に需要が増えている保育分野で活躍してもらうもの。
※ 市町村や保育所にとっても、保育士の確保につながるメリット。



地域における多様な子育て支援促進事業

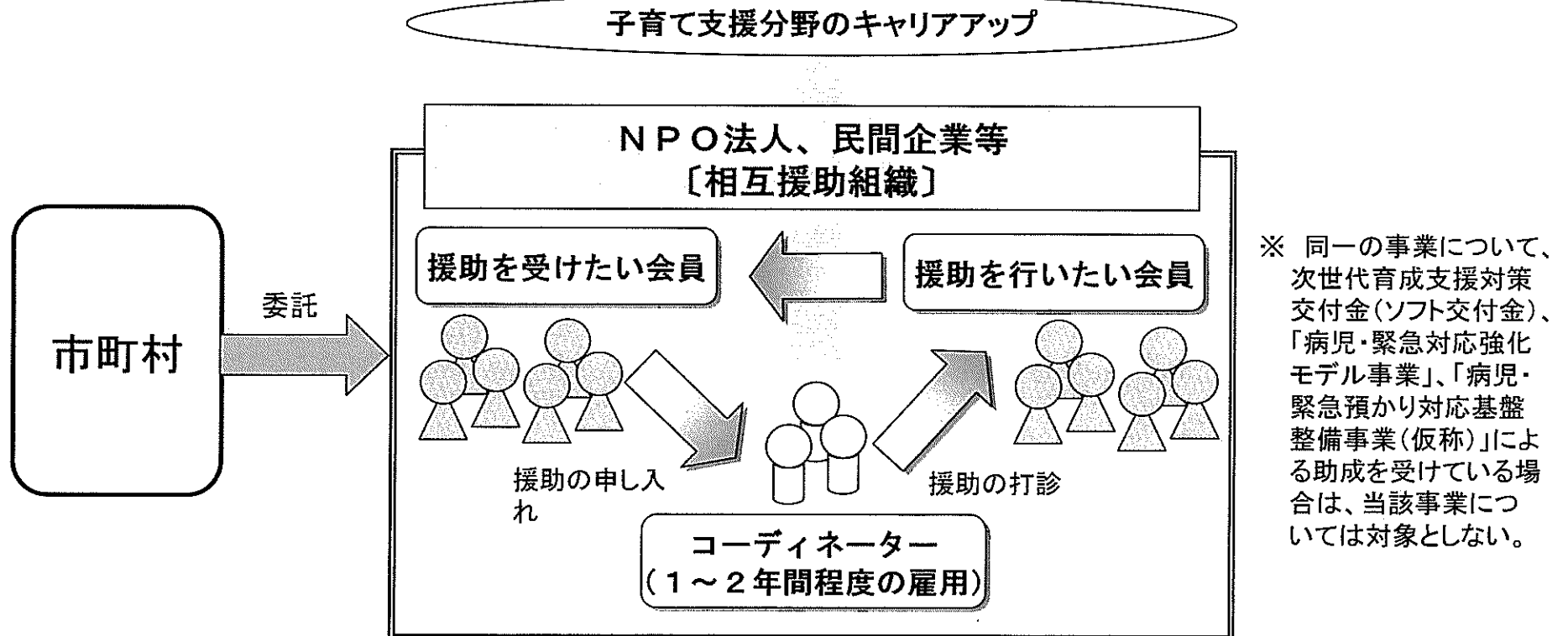
地域における子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

○相互援助活動の例

- ・ 保育施設までの送迎を行う。
- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・ 保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・ 買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・ 病児・病後児の預かり
- ・ 急な残業、出張の際の宿泊を伴う預かり

○当該事業の実施による効果

- ① 地域の労働者の仕事と家庭の両立
- ② 多様な子育てニーズへの対応
- ③ 離職者等の現場訓練(OJT)
- ④ 地域に密着した運営



障害者地域就労促進事業

- 小規模作業所や就労支援事業所等において、離職者、雇い止めされた派遣労働者等のうち各方面で技術等を身につけた者を雇用し、工賃引き上げのための障害者への技術指導や、商品の品質向上を行う。
- 小規模作業所や障害者支援事業において、その商品の販売促進を目的とした「促進員」を雇用し、製品の販売促進、市場開拓などの活動を展開する。

行政

都道府県(対象施設の募集・選定)

新体系へ移行する作業所の優先採択も可

助成

助成

小規模作業所

就労系事業所等

工賃引き上げ・自立の促進

雇用創出効果

指導員
(仮称)

指導員
(仮称)

促進員
(仮称)

促進員
(仮称)

- 指導員・・・小規模作業所・就労事業所での技術指導、作業の効率化、品質向上を図る
- 促進員・・・企業や住宅街への訪問販売、新規市場の開拓
- その他(地域の実情に応じた取り組み)

医師事務作業補助者設置支援事業

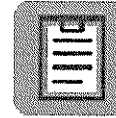
医療機関

医師の過重負担を軽減

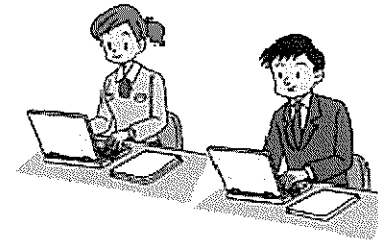
医師事務作業補助者の雇い上げ



- ・検査予約等オーダリングシステムへの入力
- ・カルテへの記載の代行
- ・処方箋への記載の代行 など



カルテ



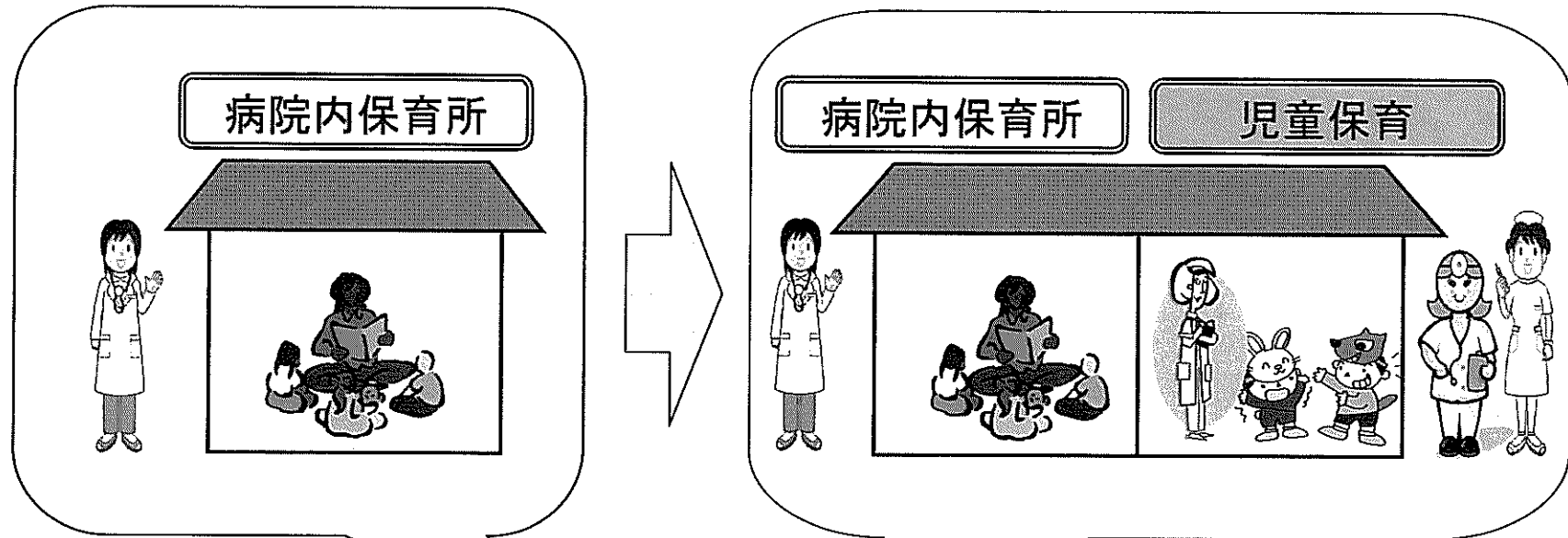
交付金等による給与補填

【交付内容】

- ・失業者、離職者等を対象に医師事務作業補助者として雇用した事業主に対して都道府県から給与補填として交付金を支給する。

病院内児童保育運営事業

看護職員・女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う病院内保育所、及び小学生以上の児童保育に関する事業。



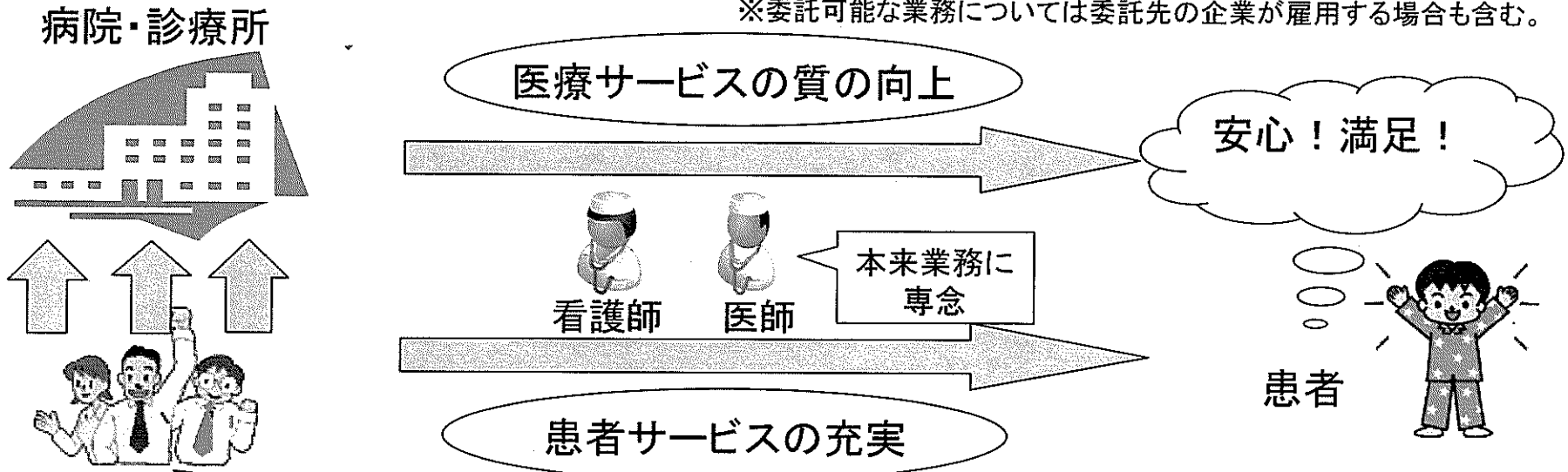
小学生以上の子を保育する児童保育の設置を促進し、看護職員等の育児と勤務の両立支援を図る。

また、新たに病院職員の子を預かる者の雇用の場を創出する。

医療機関における院内ガイド等の充実により
医療サービス・患者サービスの向上を図る事業

医療機関において、院内ガイド業務や小児患者の余暇活動支援業務等を行う人員を雇い入れ、医療サービス・患者サービスの向上を図る。

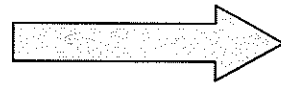
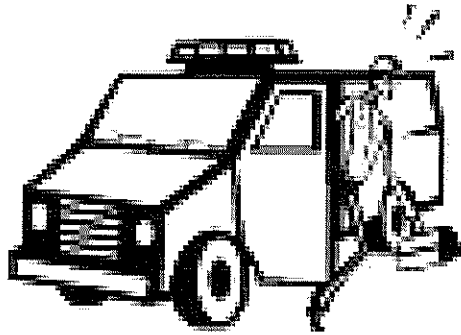
※委託可能な業務については委託先の企業が雇用する場合も含む。



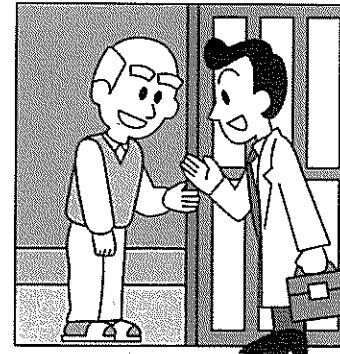
- 新たに雇い入れる方に、
- ・院内ガイド業務(外来患者等に対する院内の誘導等)
 - ・小児患者の余暇活動支援業務(小児患者に本を読んであげるなどの遊び相手等) 等

雇用の創出

往診や訪問看護を行う医師・看護師等の移送サービス事業



医師や看護師ではなく、
専門の運転手が運転



医師や看護師が、往診・訪問看護等のために患者宅を移動して回る場合について、運転手を雇用することにより、医師や看護師の業務負担を軽減し、患者サービスの質の向上を図る。

【交付内容】

往診や訪問看護を行う医師や看護師を移送するための運転手として、医療機関等が失業者、離職者等を雇用する場合について、給与補填として交付金を支給する。

特定健診・特定保健指導実施率向上事業

事業の概要

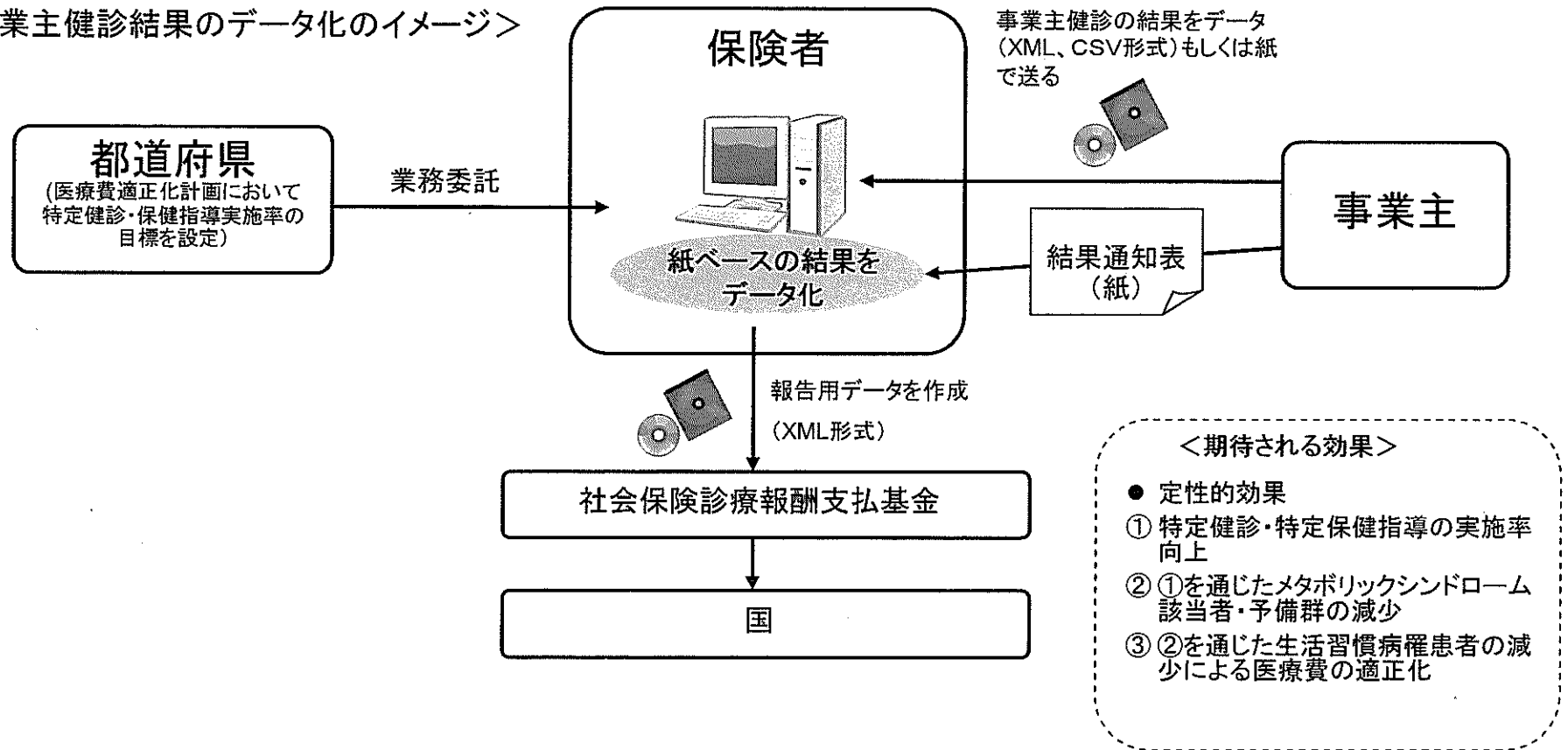
保険者が現在就業していない者を雇用し、下記の活動に従事させた場合、被用者保険の保険者に助成を行うことにより、特定健診・特定保健指導の実施率向上を図る。

<事業内容>

- 事業主から受領した事業主健診結果のデータ化
- その他(受診対象者に対する受診勧奨、特定健診受診券・保健指導利用券の発送(ハガキ送付)、現状の実施状況の点検・情報収集、地域の実情に応じた普及・啓発活動など)

<事業規模> 約5億円

<事業主健診結果のデータ化のイメージ>



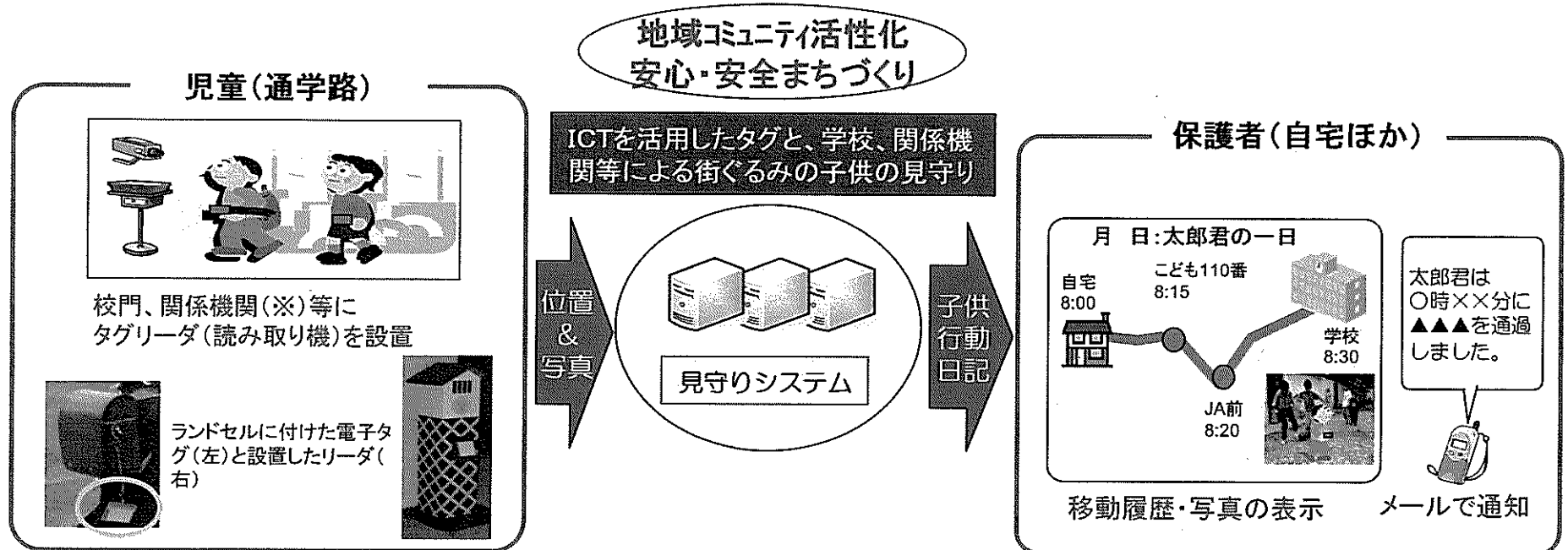
ICTを活用した児童の安全見守り

<事業概要>

- ◆ ICTタグ（電子タグ）を児童に配布するとともに、校門をはじめ、町の要所に ICTタグリーダー（読み取り機）を設置
- ◆ 地域の学校、警察、民間ボランティア等が連携して、ICTタグ（電子タグ）を活用して、通学児童の見守り（移動情報の記録、閲覧など）を実施

<効果>

- ◆ ICTタグの設置・工事をはじめ、見守りシステムによる児童の見守り（移動情報の確認等）を行う地域の人材が不可欠となる（＝雇用創出）
- ◆ 地域の関係者が協力して、児童見守りを行うことにより、地域の安心・安全の確保を実現



* 児童等が犯罪に遭いそうになった場合等に避難できる、警察、民間ボランティアの家や事業所

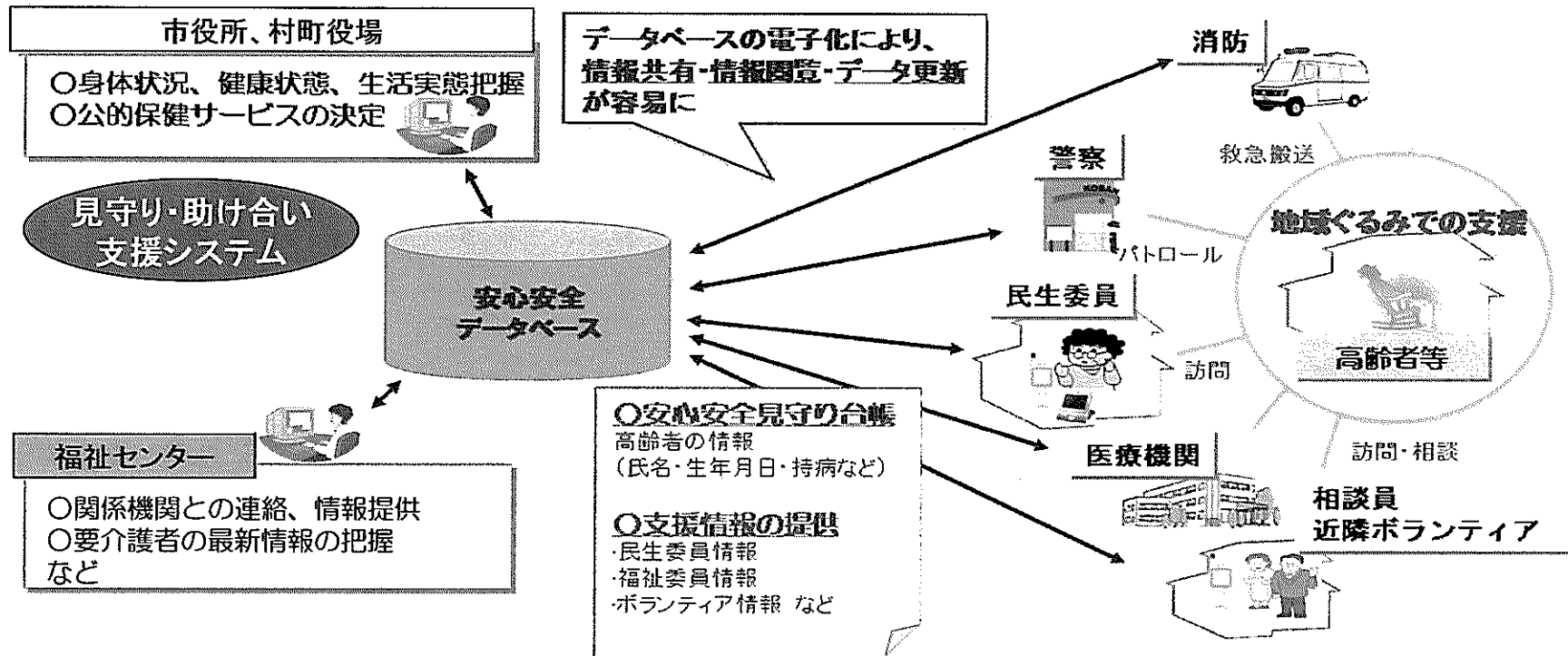
ICTを活用した高齢者の安心・安全の確保

<事業概要>

◆独居高齢者をはじめとする要援護者の情報をデータベース化し、地域の関係機関（市役所、警察、医療機関等）、近隣ボランティア等で連携して、それぞれが訪問などで得た要援護者の最新データを情報共有し、福祉センター（仮称・新設）を通じて、効果的かつきめ細やかな支援を実施する

<効果>

- ◇福祉センターでのデータベースの作成をはじめ、要援護者の最新情報の更新作業などにおける雇用創出
- ◇地域ぐるみのきめ細やかな支援によって、安心安全な地域生活の実現、社会保障費の抑制が期待できる



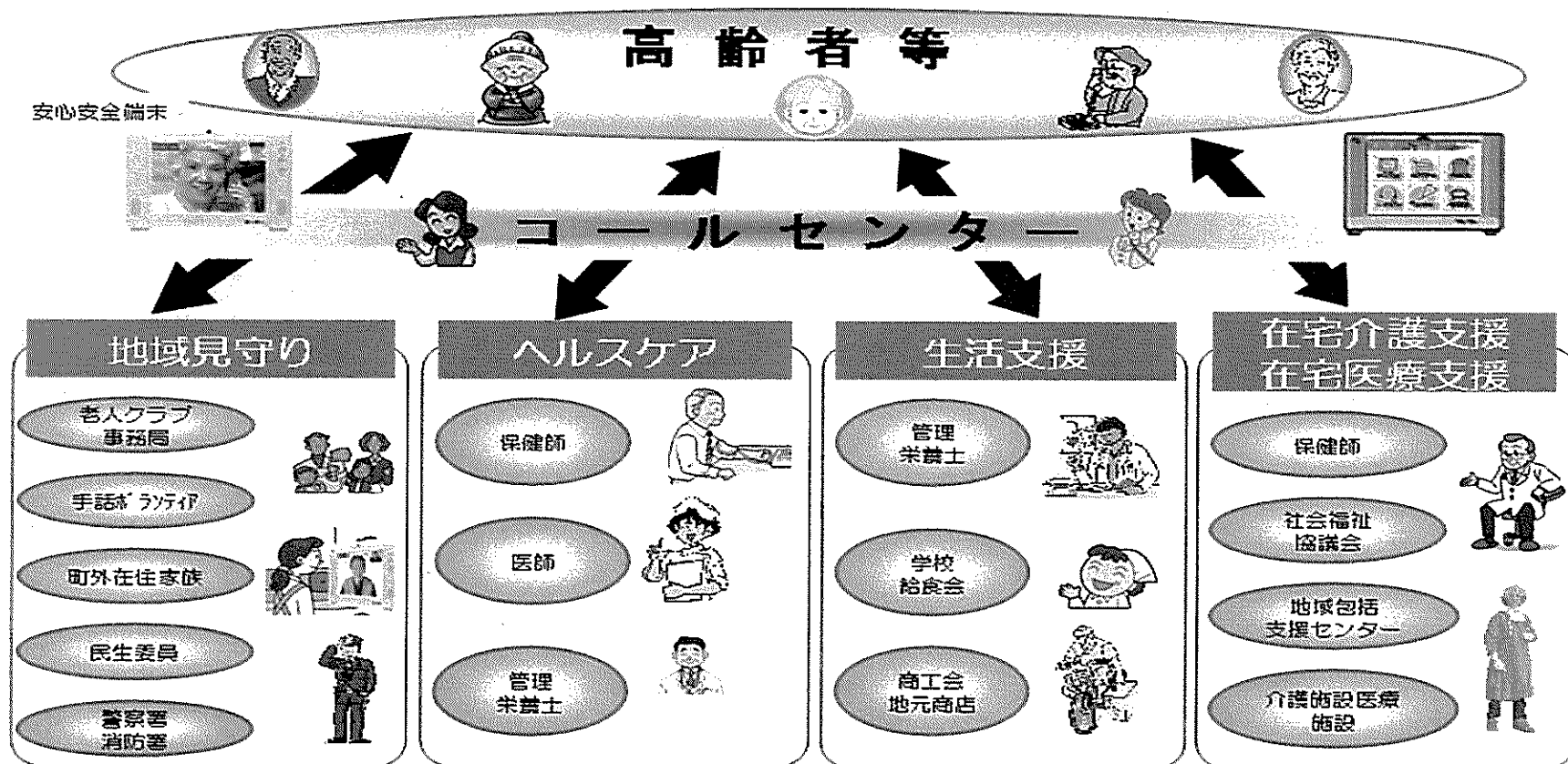
<高齢者福祉> 高齢者等の総合支援コールセンター

<事業概要>

- ◆高齢者等のためのコールセンター（高機能コールセンター）の整備と多機能テレビ電話の設置により、高齢者の日常生活の支援（見守り、健康管理、買物支援、在宅介護支援など）を実施。
- ◆また、コールセンターは、高齢者が自宅にいながら、テレビ電話を通じて、既存の食事や日用品などの選択・注文や、離れて暮らす家族との対話・双方向コミュニケーションの充実も支援。

<効果>

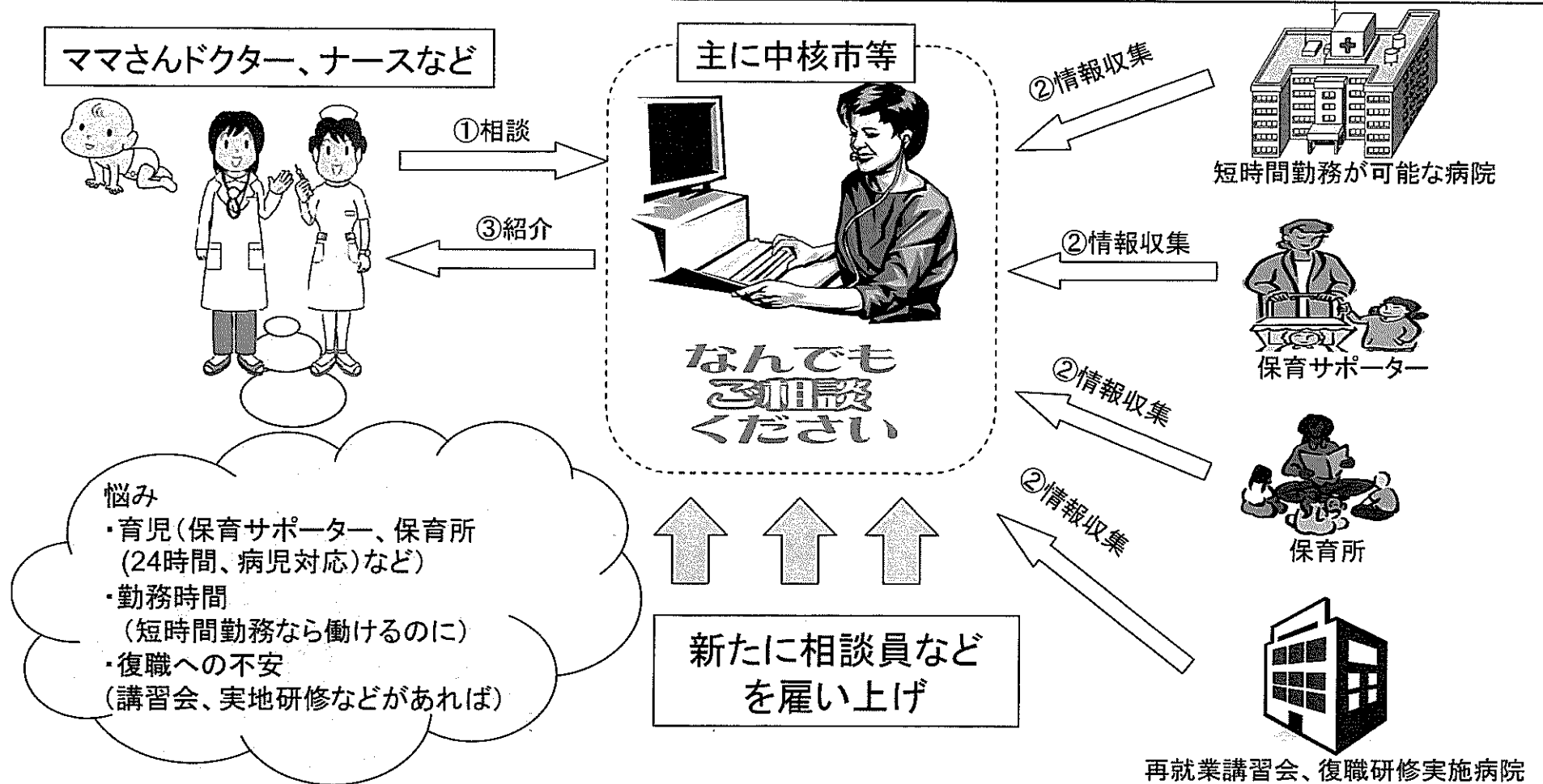
- コールセンターの設置により、高齢者と各高齢者支援活動のマッチングを実現
- コールセンター業務、日常生活支援サービス業務、在宅介護支援・在宅医療支援、多機能テレビ電話の高齢者宅への設置業務などから雇用を創出



光ファイバ等の情報通信基盤

女性医師等相談事業

女性の医師、看護師などの離職及び再就業が困難な状況の大きな要因として、就学前の乳幼児の子育てが挙げられる。子育て中の女性医師などに対し、中核市や地域医師会などにおいて、受付・相談窓口を設置して新たに相談員等を雇用するとともに、女性医師の離職防止・再就業の促進を図る。



住所不定者等に対する結核対策推進事業

都道府県・政令市・特別区

住所不定者、離職者、雇止めされた労働者等を雇い上げ、保健師等による研修を実施。

<研修内容>

- ・結核の基礎知識
- ・服薬確認の方法
- ・感染予防 等

<研修期間>

- ・2～3日程度

研修修了者を配置

※ 結核罹患状況等を勘案して配置

保健所

保健師等の指示に基づき、研修修了者は、結核ハイリスク層が多い地域において以下の業務を実施。

<業務内容>

- ・退院後の地域における服薬支援（DOTS）
- ・健診車による結核健診等の受診勧奨
- ・普及啓発（パンフレット等の配布） 等

結核ハイリスク層が多い地域等から雇用

※ 結核罹患状況等を勘案し1自治体につき3～10人程度

研修修了者を派遣

※ 服薬支援、健診の受診勧奨、普及啓発等を実施

結核ハイリスク層が多い地域

公園

簡易宿泊施設

建設現場

ネットカフェ等

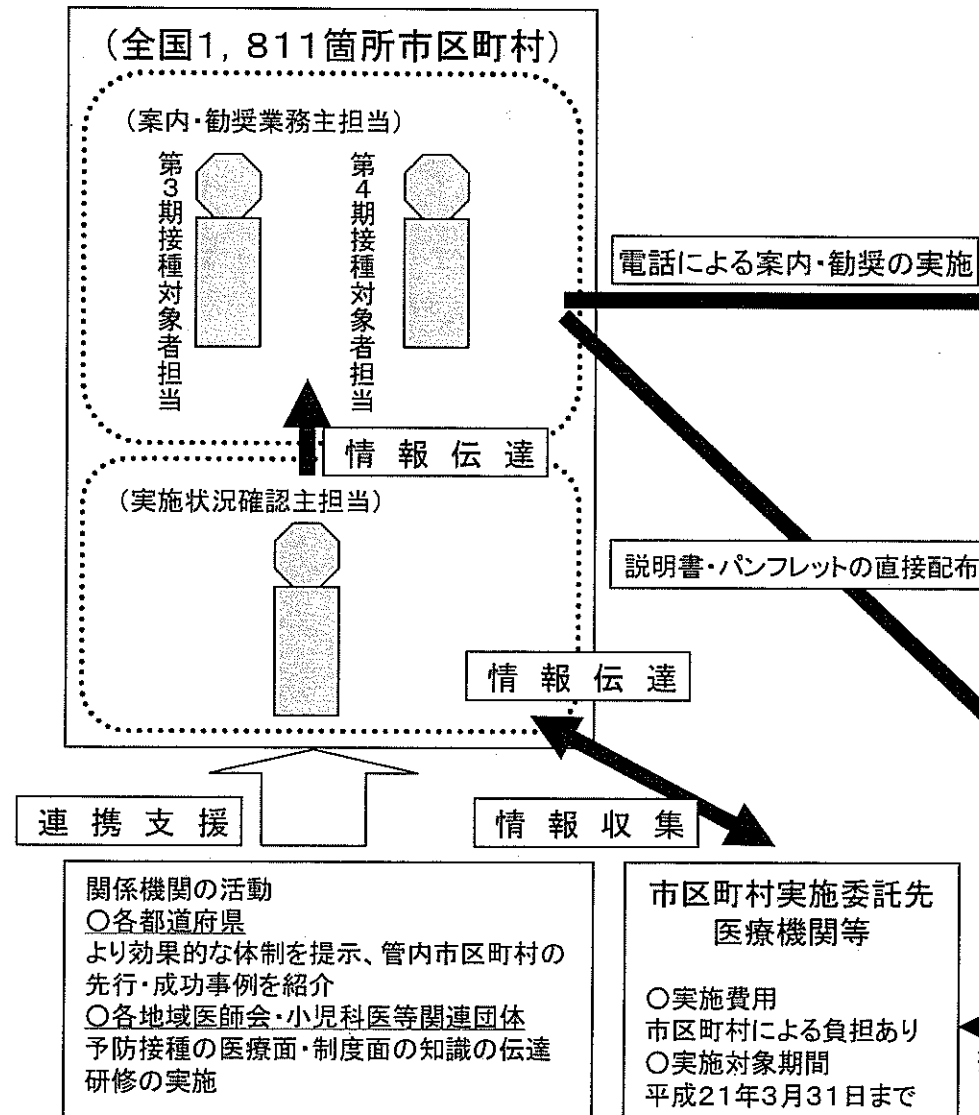
期待される効果

結核対策上特に問題となっている地域における結核対策の向上等

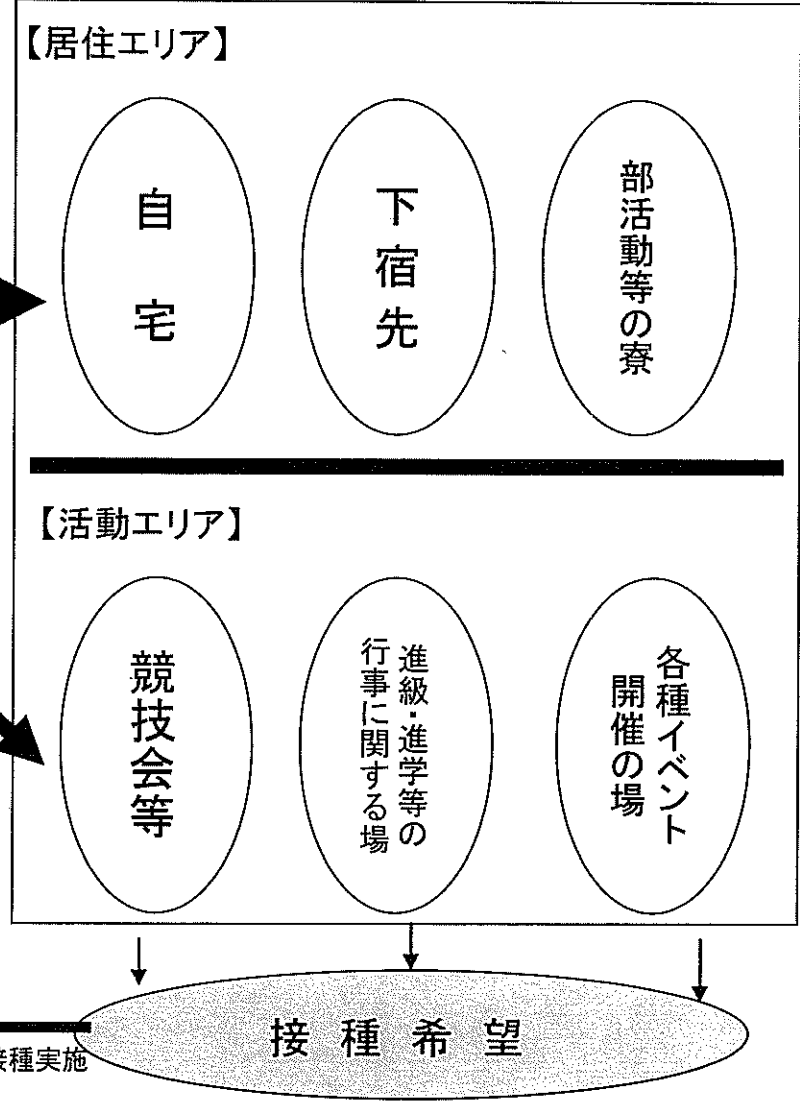
結核患者の早期発見、治療の完遂、多剤耐性結核菌の発生予防及びまん延防止、結核に関する正しい知識の普及等が図られ、結核患者の減少につながり、また、雇用された者の健康増進にも寄与することが期待される。

予 防 接 種 勧 奨 推 進 プ ラ ン

実施体制における雇用創出



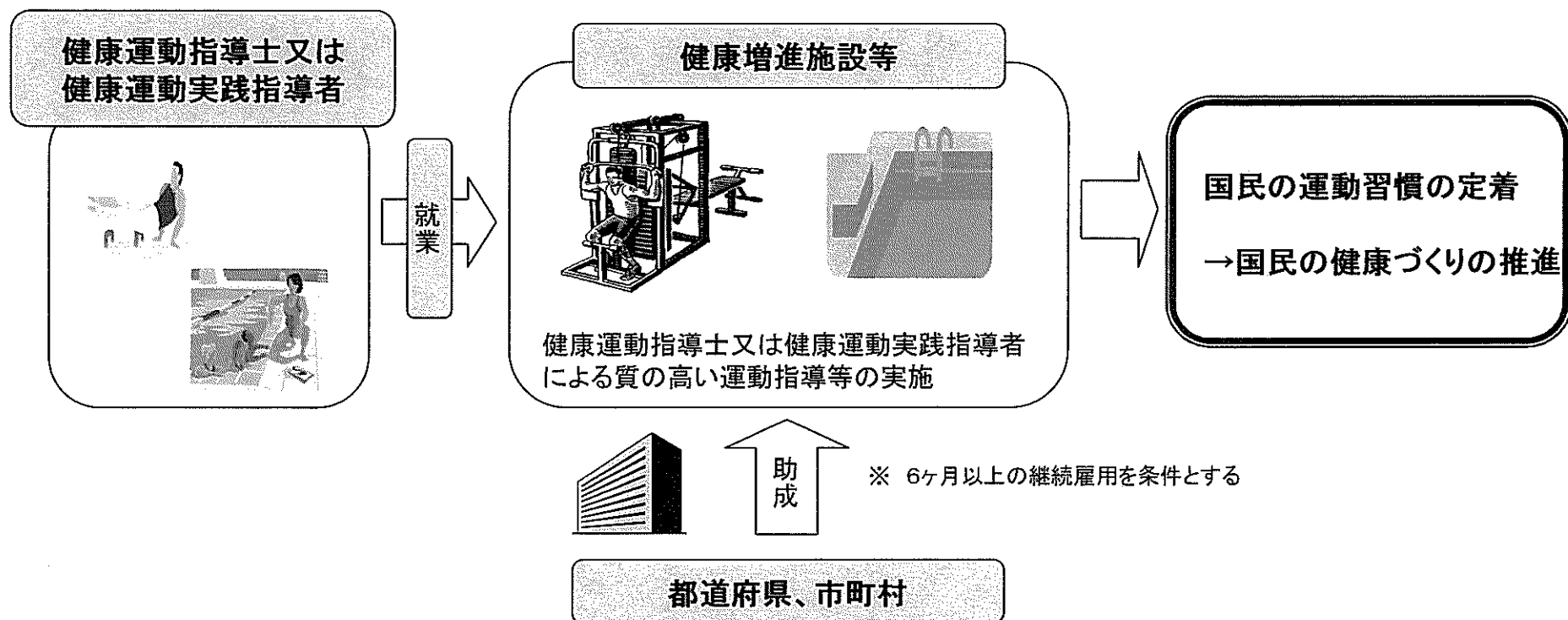
未接種者の所在地



健康運動指導士、健康運動実践指導者の就業助成事業

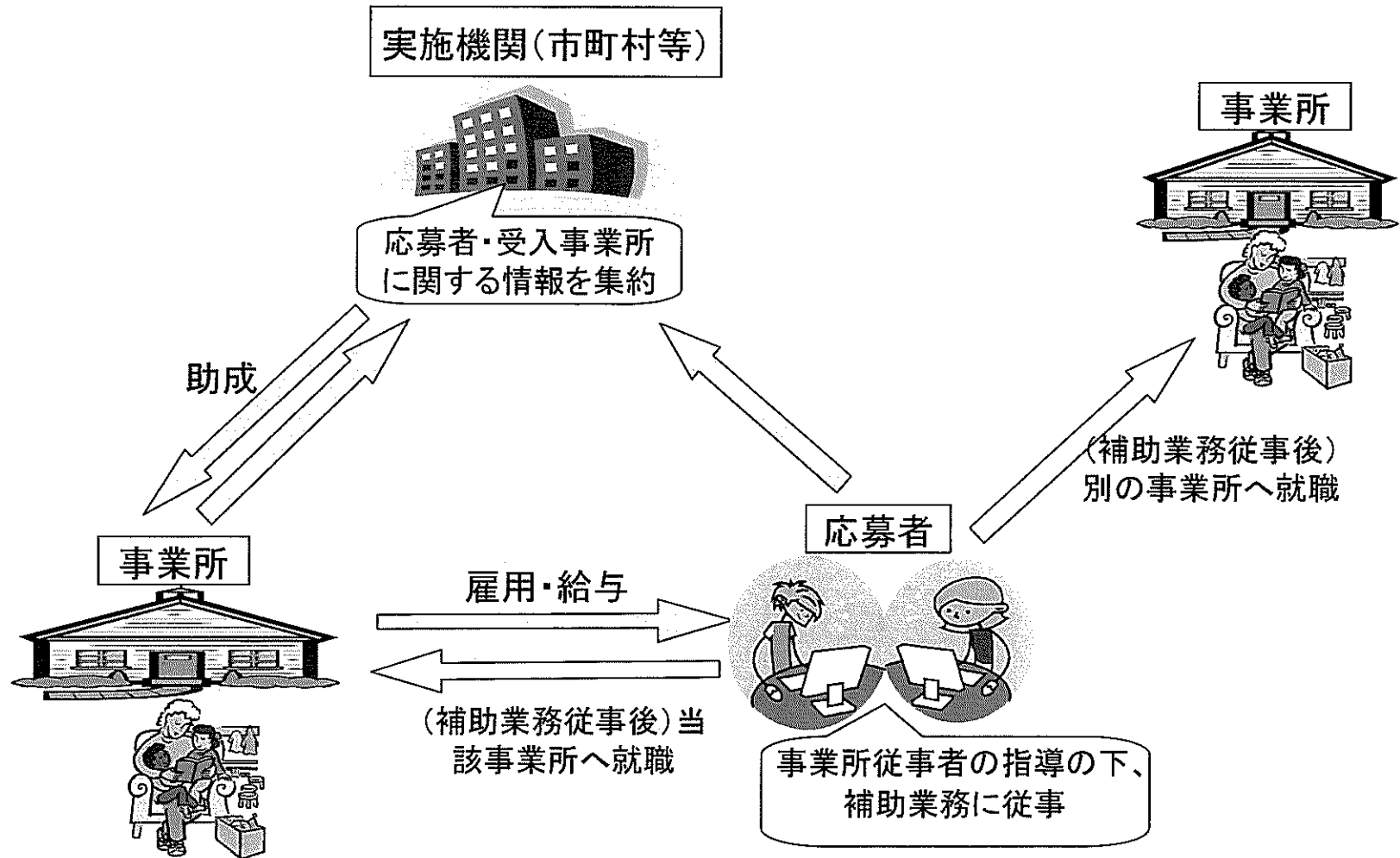
(事業内容)

健康増進施設等において、健康運動指導士又は健康運動実践指導者を新たに雇用する際の人件費を助成することにより、フィットネス産業への雇用の創出を図る。



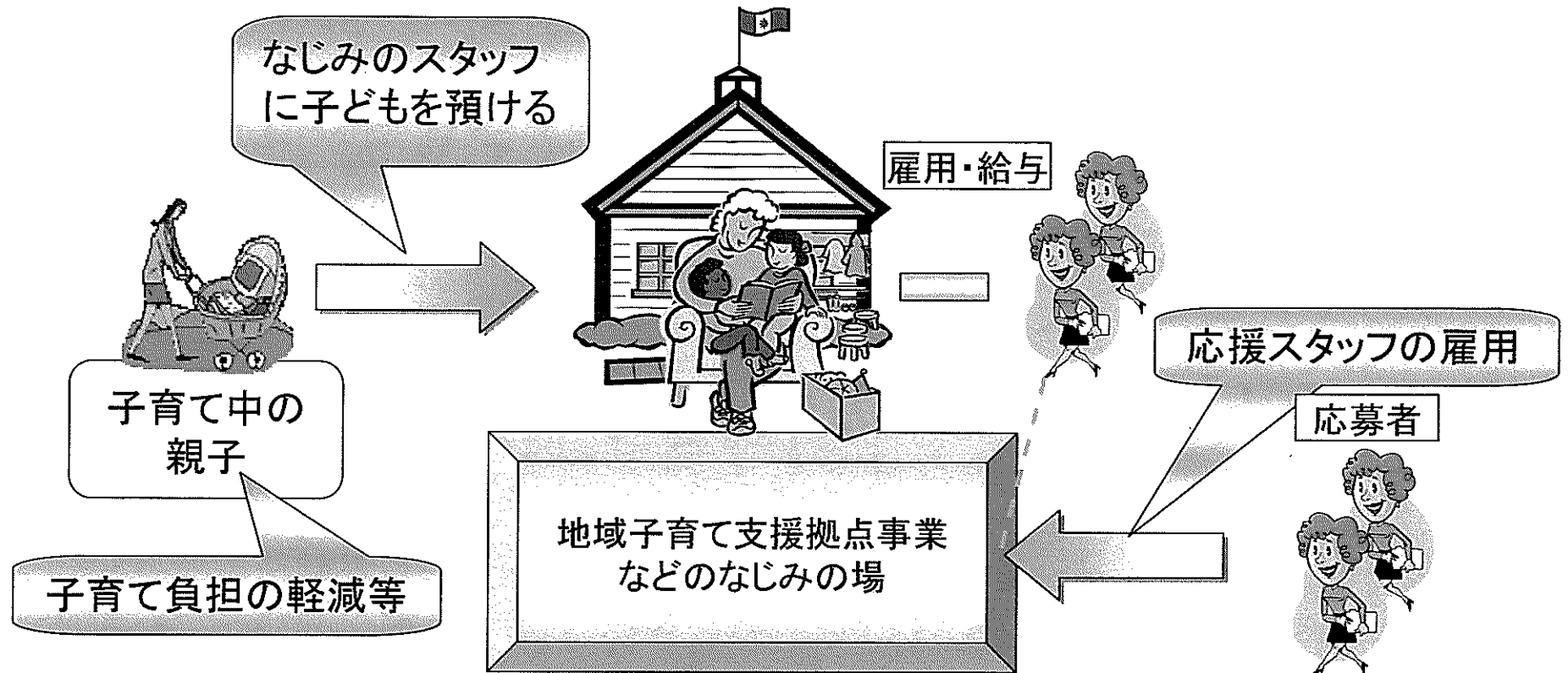
地域子育て支援雇用促進事業

- 離職者等の応募者に、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業等において、補助業務に従事することにより、収入を得ながら実務経験を積む機会を用意。
- その後、急速に需要が増えている子育て支援分野で活躍してもらうもの。
- ※ 市町村や子育て支援の事業所にとっても、人材確保につながるメリット。



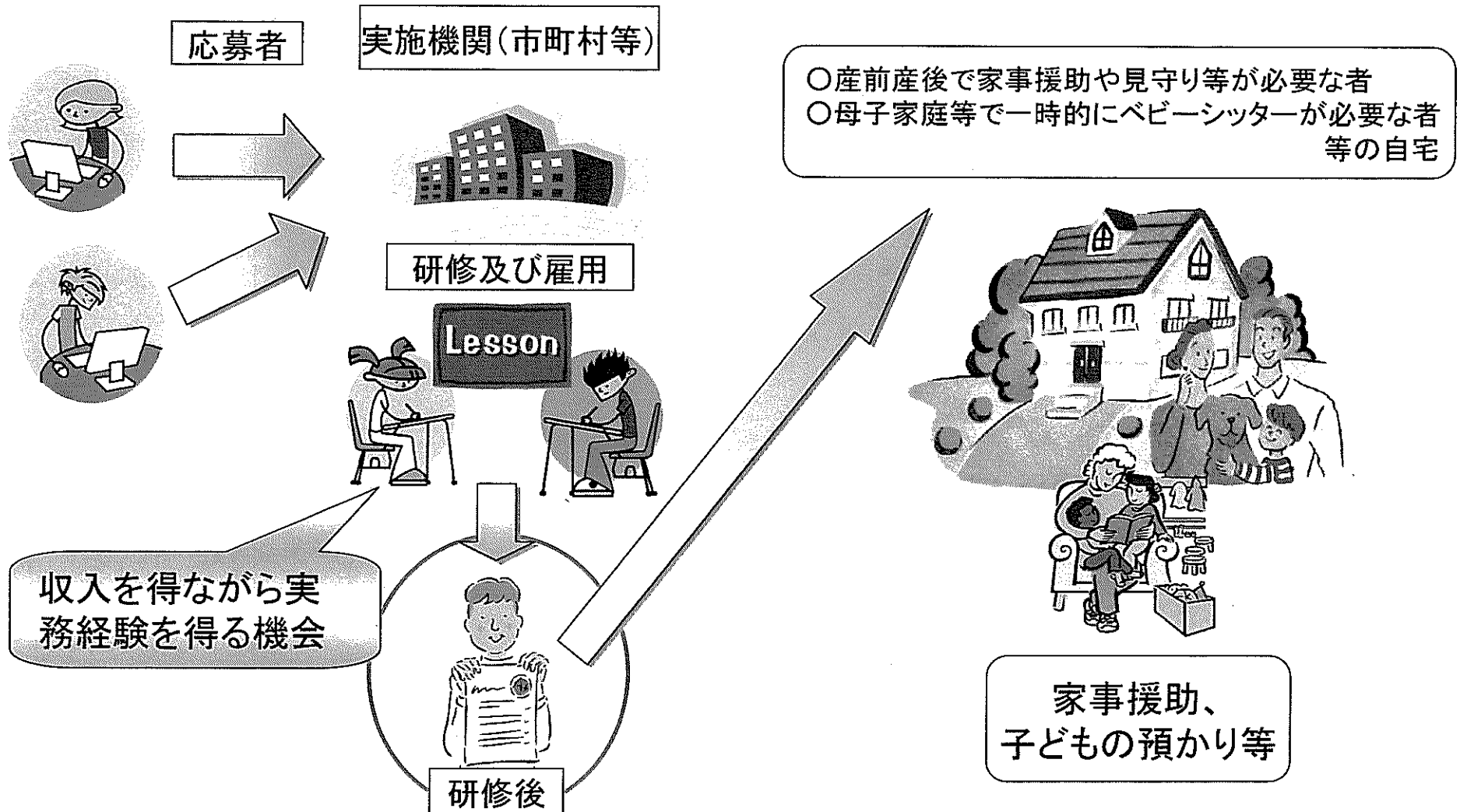
なじみの場所での預かり事業

○ 親子が日常的に通っている地域子育て支援拠点事業などのなじみの場において、なじみのスタッフに子どもを預けることができるよう、応援スタッフを雇用し、必要な場合に子どもを預かるもの。



出産・子育て応援ヘルパー事業

- 実施機関(市町村又は社会福祉協議会等のNPOや社会福祉法人)において、離職者等の応募者を、研修(労働者の必要に応じて自治体の判断により研修の要否を判断)及び雇用。
- 研修を受けた者が、産前産後で家事援助や見守り等が必要な者、母子家庭等で一時的にベビーシッターが必要な者等の自宅を訪問し、家事援助、子供の預かり等を実施。

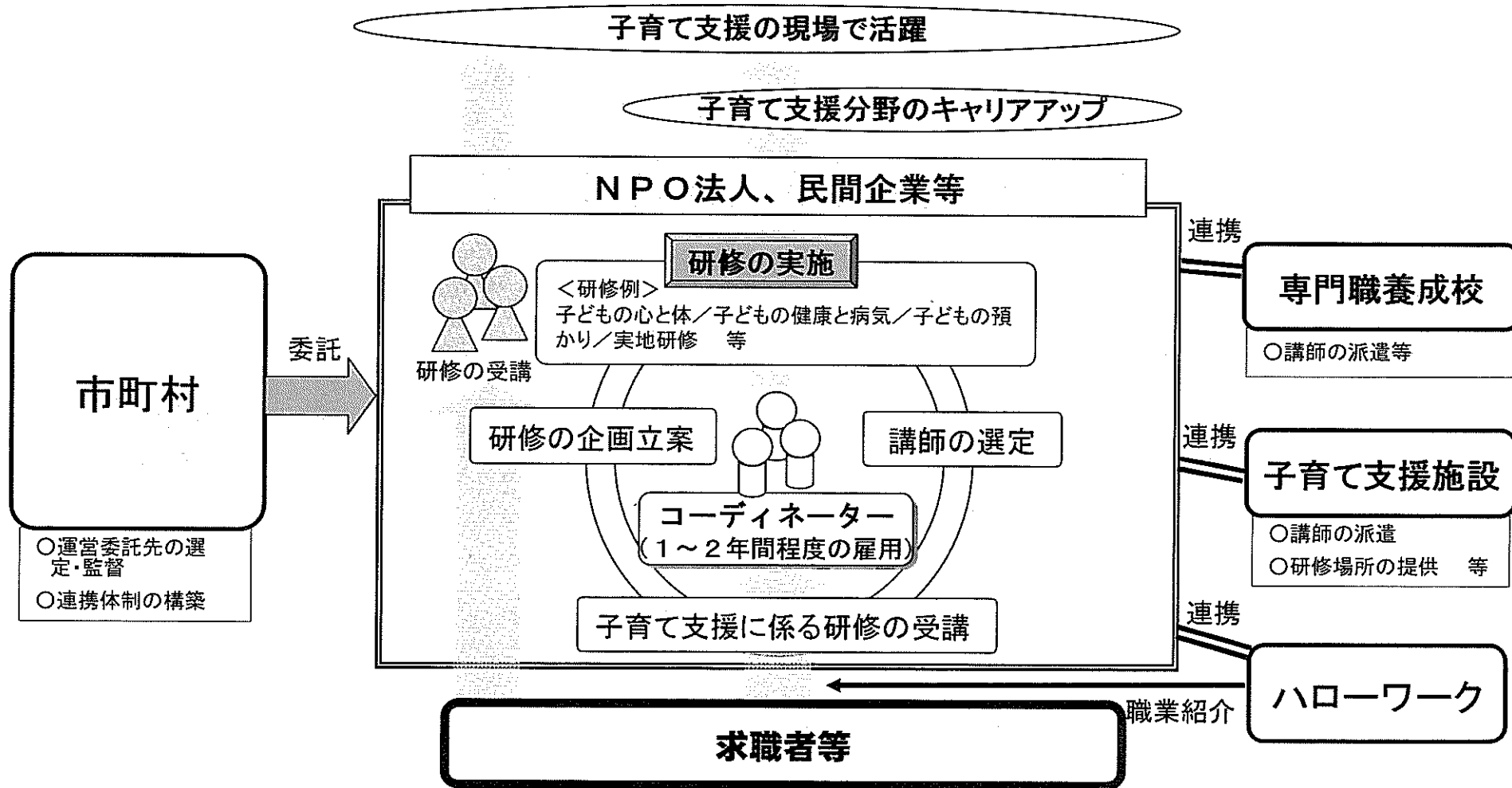


多様な子育て支援人材の養成研修事業

子どもの預かり等多様な子育て支援を促進するため、市町村において、そうした多様な子育て支援を担う人材の養成に関する研修を実施する。

○当該事業の実施による効果

- ① 地域における子育て支援人材の充実 / ② 離職者等の現場訓練(OJT) / ③ 地域に密着した運営

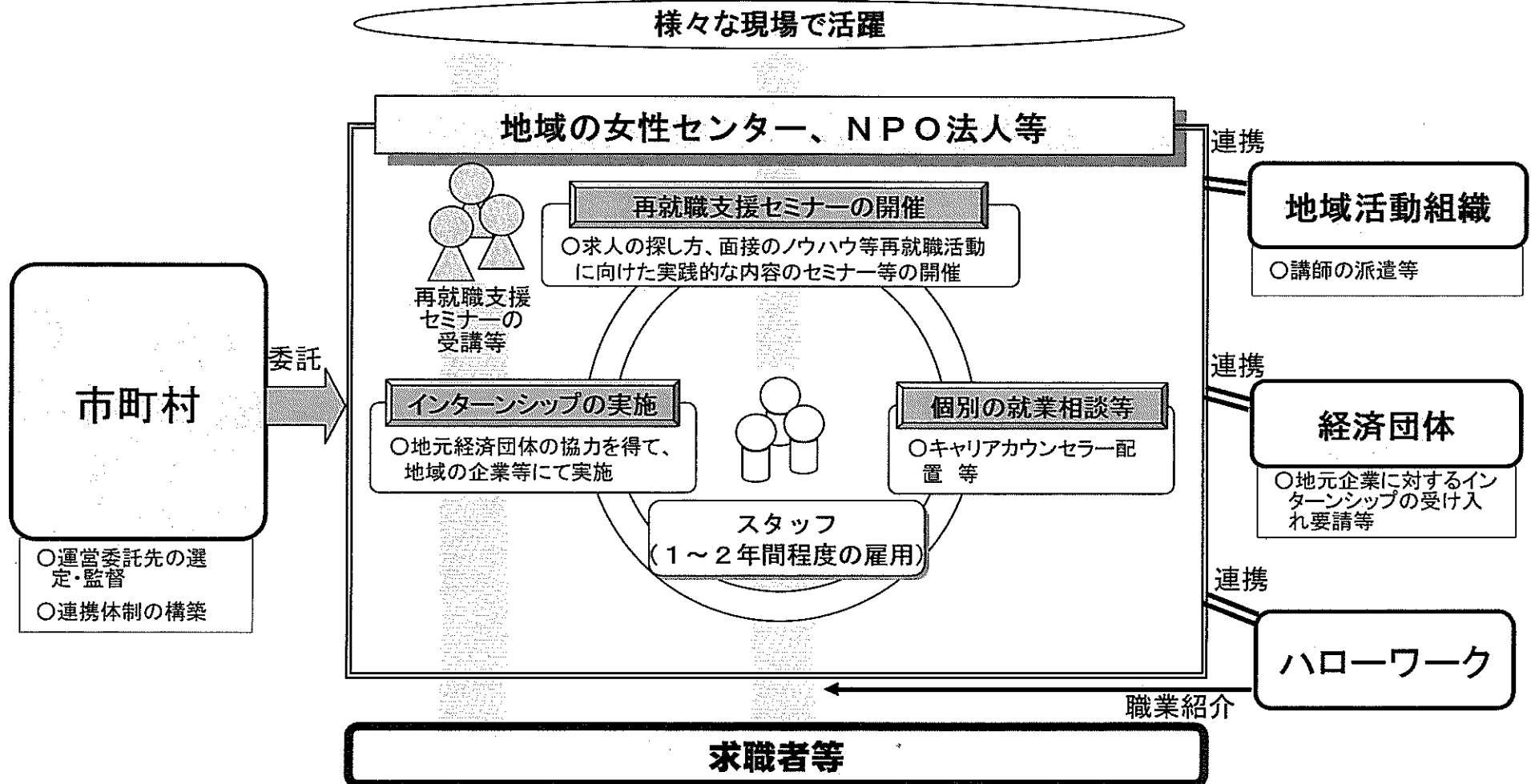


経済的に困難な状況にある女性等の再就職支援事業

経済的に困難な状況にある女性や育児等を理由として退職した女性など再就職を希望する女性を支援するために、再就職支援セミナーの開催などの再就職支援事業を行う。

○当該事業の実施による効果

- ① 地域の女性の再就職に対するきめ細やかな対応 / ② 地域の女性の再就職促進 / ③ 地域に密着した運営



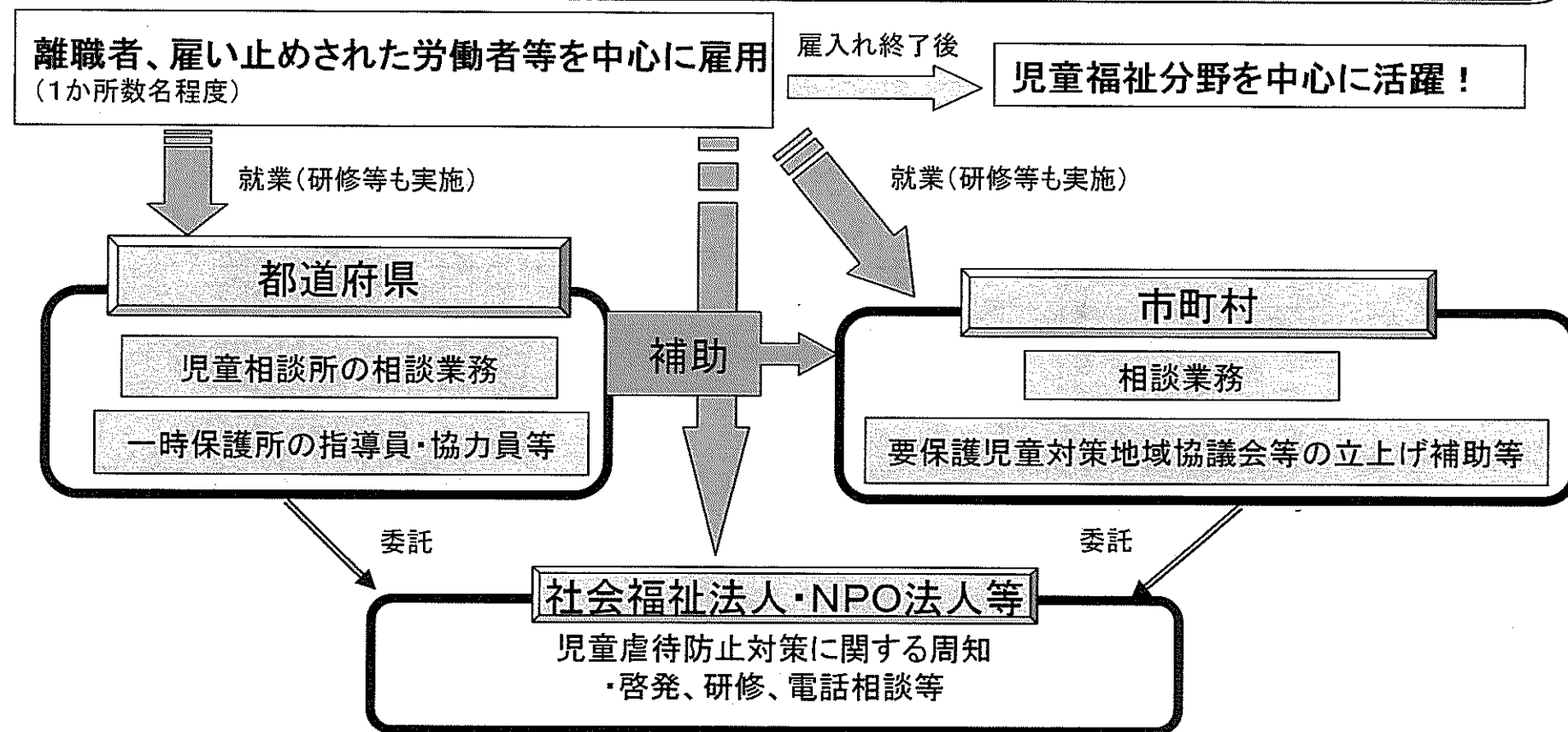
児童虐待防止協力員（応援員）確保事業

【趣旨】

児童虐待防止対策に関係する様々な場面において、円滑な事業実施に資するための人材として、離職者、雇い止めされた労働者、中高年齢者等を中心に雇用することにより、児童虐待防止対策の推進を図りつつ、地域における雇用を創出する。

【メリット】

1. **離職者等の迅速な雇用** 緊急経済対策の財源を活用。既存業務への就業により迅速な雇用確保を実現。
2. **スキル向上** 福祉の現場や施設等における研修、実務経験による福祉分野のスキルの習得・向上。
3. **地域に貢献** 児童虐待件数の増加等による相談窓口等の人員不足に対応し、地域の福祉に貢献。



児童養護施設等の支援向上事業

【趣旨】

児童養護施設等の入所施設における様々な場面において、円滑な事業実施に資するための人材として、離職者、雇い止めされた労働者等を中心に雇用することにより、これらの施設の運営体制の充実を図りつつ、地域における雇用を創出する。

【メリット】

1. 離職者等の迅速な雇用 緊急経済対策の財源を活用。既存業務への就業により迅速な雇用確保を実現。
2. スキル向上 児童養護施設等における研修、実務経験による児童福祉分野のスキルの習得・向上。
3. 地域に貢献 児童養護施設等の支援体制の向上により、地域の福祉に貢献。

実施主体：都道府県

離職者、雇い止めされた労働者等を中心に雇用
(1か所1名～数名)

児童指導員としての任用が可能になり、
人材確保に繋がる

一定の実務経験を積み
(3年以上児童福祉事業に従事)

児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設

【業務の例】

- 子どもへのケアの補助業務
 - ・学習指導補助、スポーツ指導補助、レクリエーション指導補助、通院時付添など
- その他施設の運営に関わる業務
 - ・調理補助、自動車運転、環境整備、事務補助など

地域における母子家庭の母等の就業支援強化事業

業務開拓や職業訓練中の託児サービスの提供等により母子家庭等の働きやすい環境の整備や職場開拓等に資する事業を行うことにより、地域における雇用を創出するとともに、母子家庭等の就業・自立を促進する。

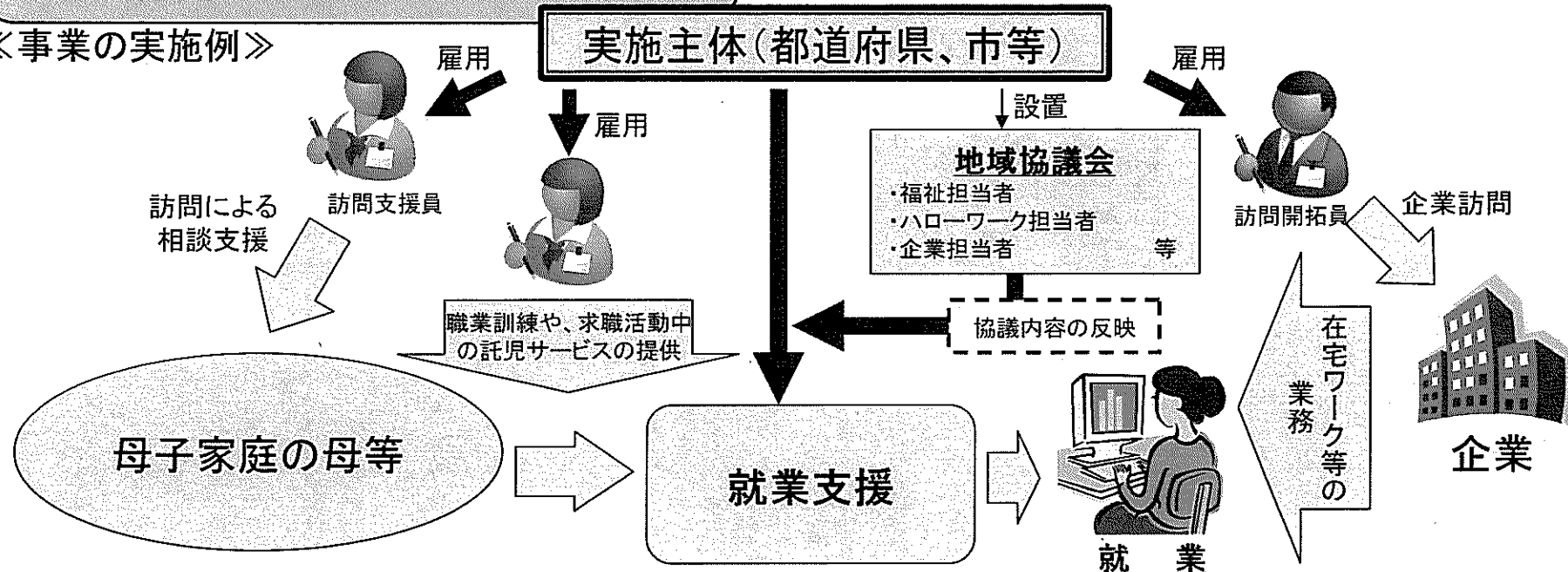
<事業の例>

- ・企業訪問による在宅ワーク等の母子家庭の母に適した業務開拓
- ・職業訓練や求職活動中の母子家庭等の子どもを預かる託児サービスの提供
- ・福祉・労働・企業関係者による協議会の設置
- ・孤立している母子家庭に対する訪問相談、地域交流会の開催実施、就業に向けた職業訓練等の斡旋等の段階的な支援の実施

<効果>

- ・地域における業務の掘り起こし
- ・就業に向けた活動の環境を整えることによるスキルアップの促進
- ・企業のニーズの反映、関係機関の連携による効果的・実践的な就業支援の実施
- ・地域からの孤立の防止
- ・地域における雇用の創出

<<事業の実施例>>



刑務所出所者等の日常生活支援事業

- 平成21年度予算(案)において、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等の社会復帰支援のため、地域生活定着支援センター(仮称)を設置することとしている。
- これにより、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等は、出所後、地域のグループホームや福祉施設等において地域生活を開始することとなる。
- 地域生活開始後は、保護観察所や地域生活定着支援センター(仮称)の関与は少なくなるため、新たに生活を開始したグループホームや福祉施設等において、社会復帰のための相談や生活支援等を行う必要がある。
- このため、都道府県がグループホームや福祉施設を運営する社会福祉法人やNPO法人に委託し、相談や生活支援を行う職員を雇用するとともに、地域生活に必要な環境づくりを行う。

<日常生活支援職員の業務>

- ・ グループホームや福祉施設等において生活を開始した刑務所出所者等が、円滑に地域において生活できるよう、買い物や交通機関の利用、金融機関の利用など日常生活に必要な活動を円滑に行うことができるようにするための付き添いを行うとともに、相談相手となって、地域生活を営む上での不安を取り除く。

(都道府県)

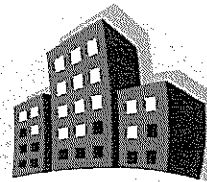
委

託

<地域生活>



保護観察所



<地域生活定着支援センター>

グループホームや福祉施設等

日常生活を支援する職員又はそのサポートをする職員として雇用及び地域生活に必要な環境づくり

解雇又は雇い止めにあつた離職者等

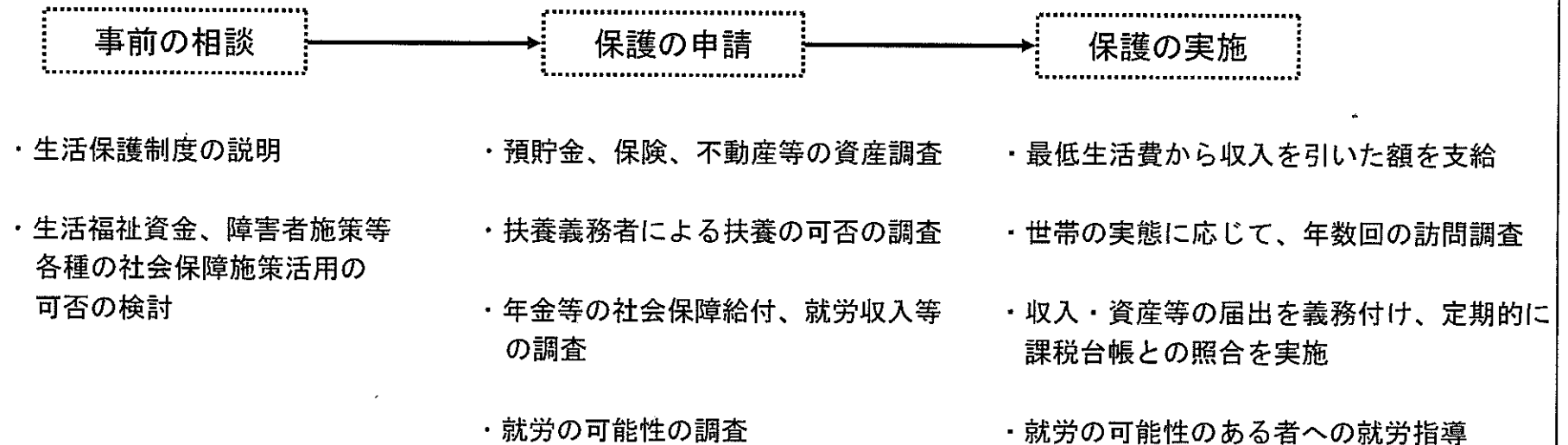
刑務所等

生活保護制度円滑実施支援事業

(事業概要)

最近の雇用情勢の悪化によって、生活保護受給者は増加傾向を示しており、今後も一層その傾向が続くことが見込まれる。これに伴う福祉事務所における生活保護に係る事務量の増加に対応するため、各自治体において、生活保護関係事務を補助するための非常勤職員を雇い上げるもの。

○生活保護事務の流れ



【非常勤職員による支援(例示)】

- 金融機関等関係先調査の事務補助
- 保護台帳やケース記録の管理
- 医療レセプト及び介護レセプトの整理及び資格審査 等

障害者地域生活サポート事業

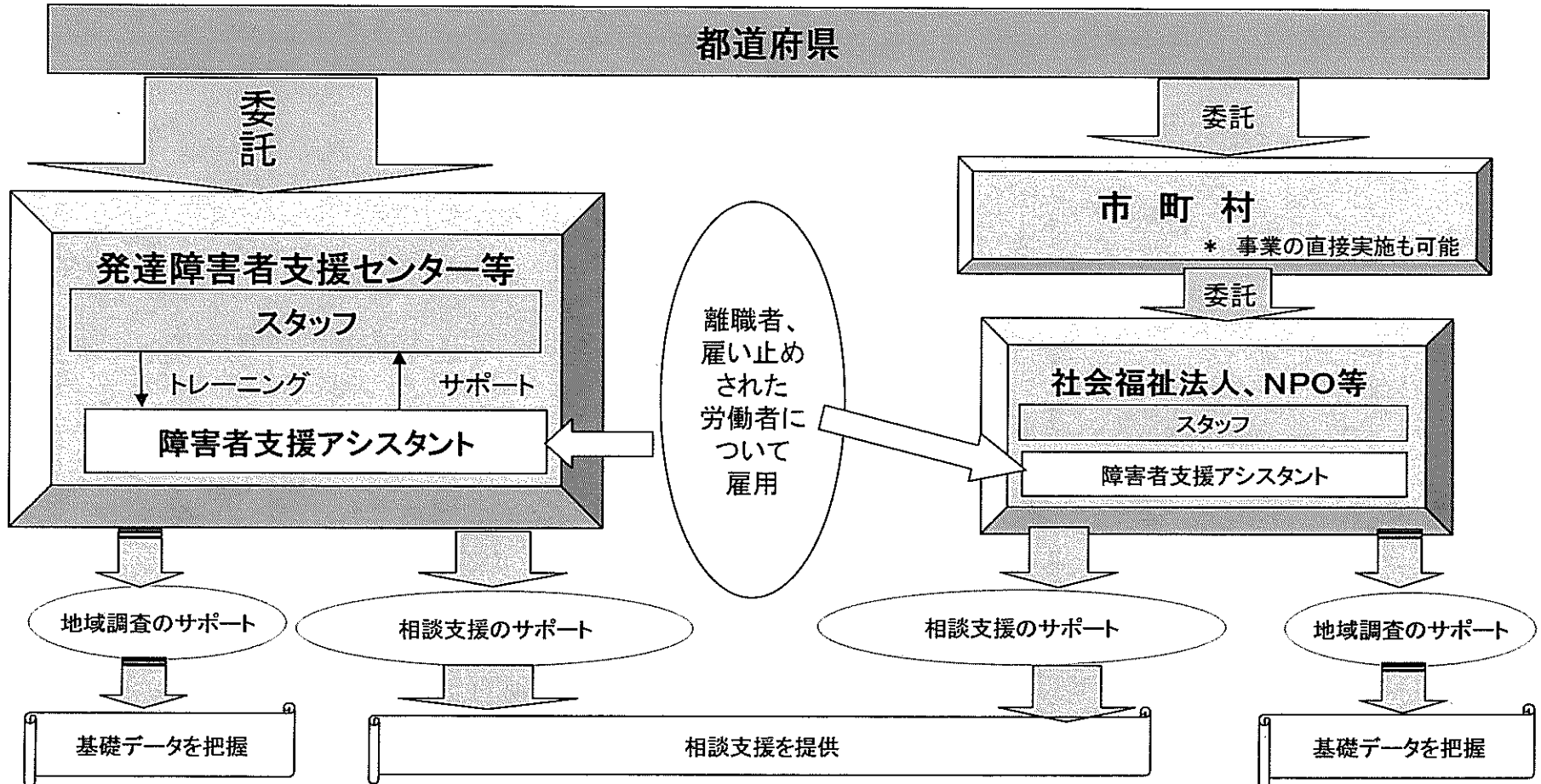
①障害者本人へのサポート

・相談支援等を充実させるために、障害者支援アシスタントを雇用する。

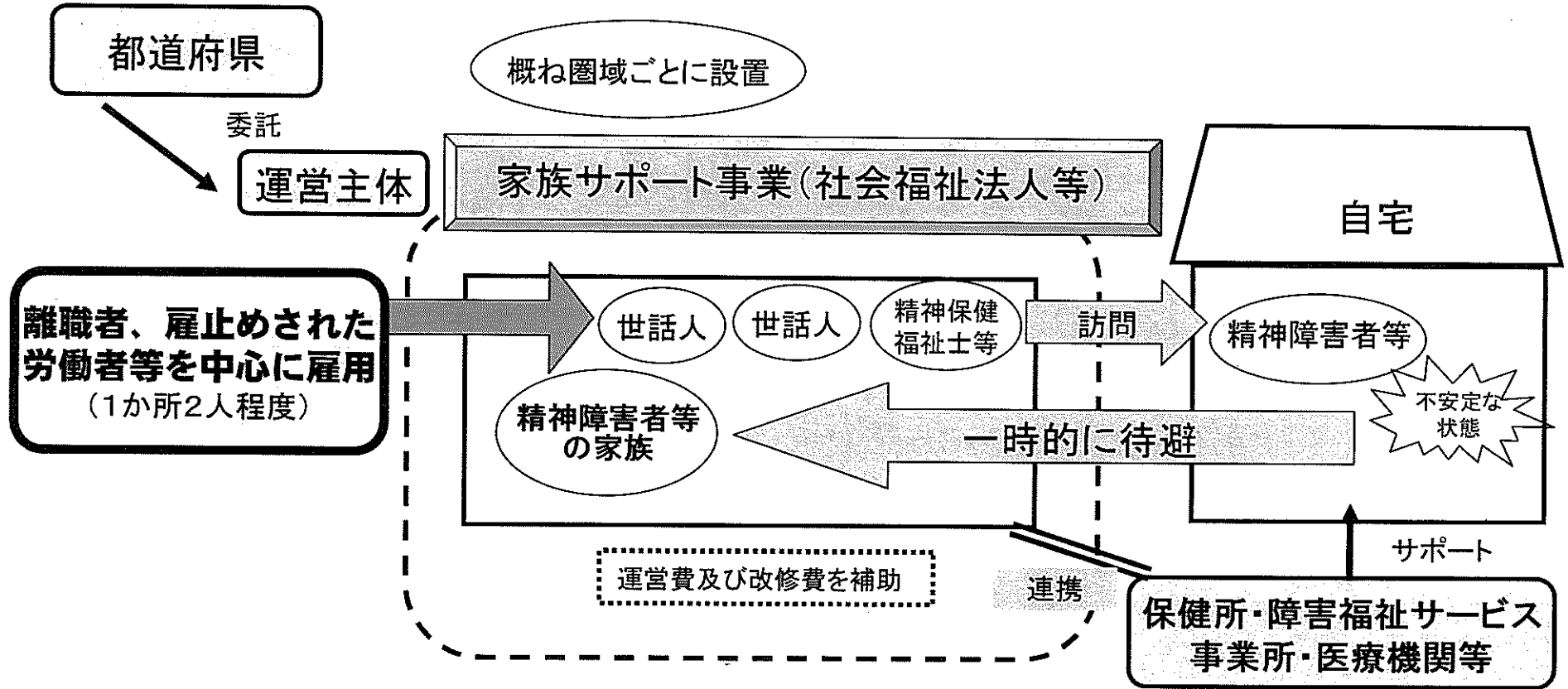
②家族へのサポート

・精神障害者等が在宅で不安定な状態になった場合に、その状態が収まるまでの間、家族に一時的な待避の場を提供する。

<①の例>



<②の例>

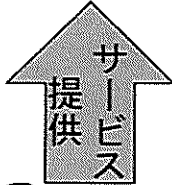


精神障害者等が在宅で不安定な状態になった場合に、当事者が利用するサービスはあるが、障害特性により当事者が福祉サービスや医療受診を希望せず、家族として困難な状況に陥るが、強制的な入院とするまでには至らない状態が起こりうる。

この際、家族については、障害者自立支援法の福祉サービスの利用はできず、一時的に回避するための場所がない状態となっており、当事者の不安定な状態が収まるまでの短期的な憩いの場を提供することにより家族、当事者双方の支援を行う。

高齢者等への生活支援活動等を行う事業

- 高齢者等の介護保険制度外のサービスに対するニーズに対応
 - 新しい市場の拡大
- 希望する者にはヘルパー研修等の受講を促し、雇用期間終了後は福祉・介護分野への就職を斡旋
 - 介護の担い手の拡大
- 地元の事業者等に運営を委託
 - 地域に密着した運営が可能
- 緊急経済対策の財源を活用
 - スピード感のある対応が可能



生活支援活動事業者

買い物代行、外出への同行・送迎、安否確認、緊急通報装置の設置及び対応、困りごと相談、住宅・庭の維持管理、雪かき、配食、寝具乾燥、地域サロン、福祉台帳整備等介護保険外のサービス・事業



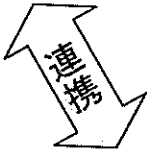
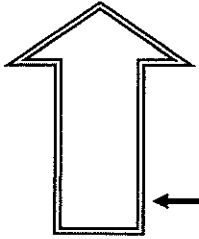
希望者は研修を受講し、訪問介護員等として活躍

市町村 → 委託

- 人員配置等は市町村の自由設計
- 都道府県からの補助、相談助言等



ケアマネ事業所・地域包括支援センター等の関係機関



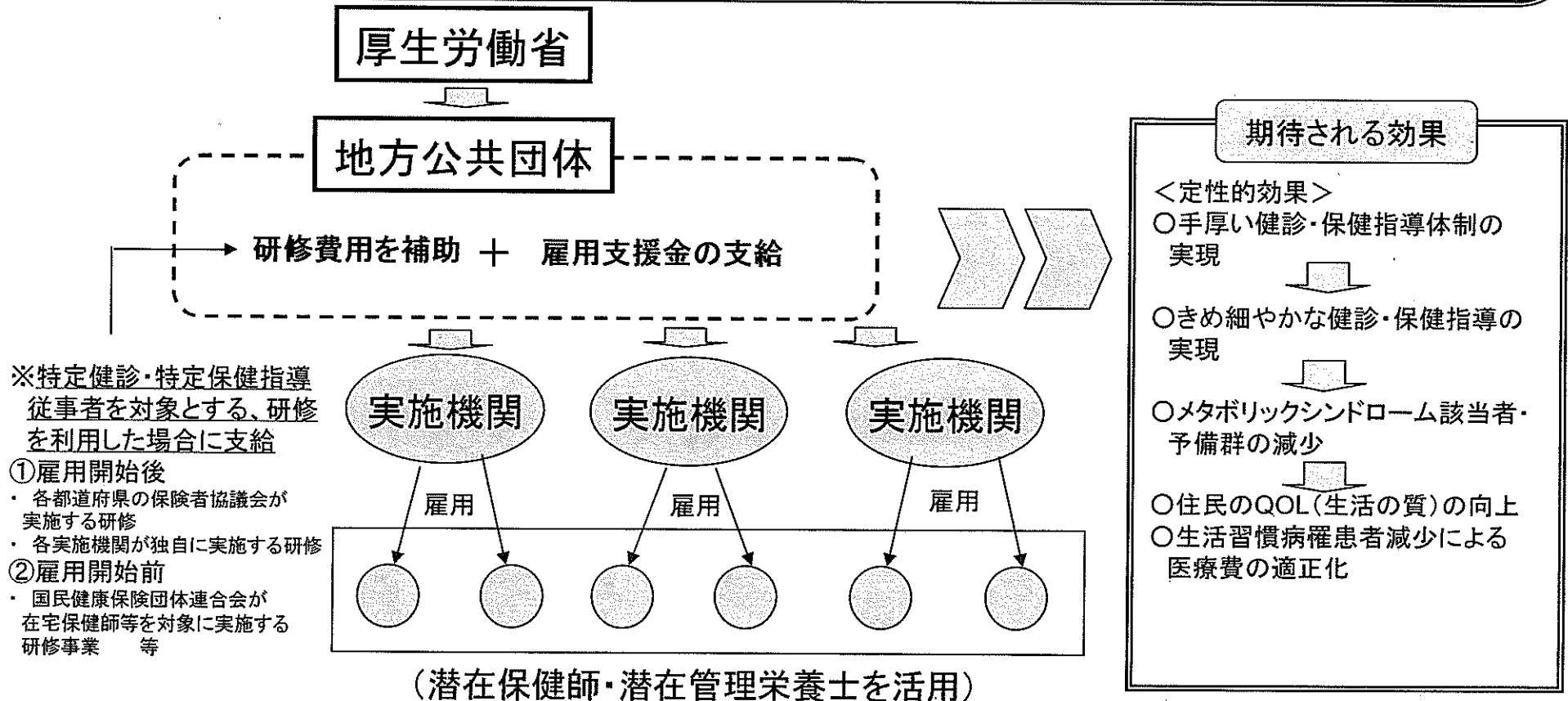
離職者、雇止めされた労働者等を中心に1年程度雇用

ハローワーク

職業紹介

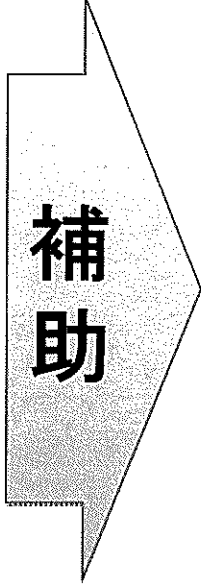
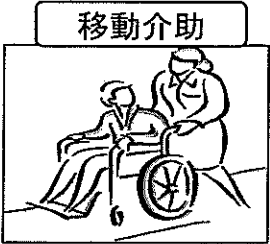
特定健診・特定保健指導従事者拡大事業

- ◎ 現在、就業していない潜在保健師、潜在管理栄養士の雇用を促進し、もって特定健診・特定保健指導実施機関の体制の拡充を図る。
- ・ 過去1年以上就業していない潜在保健師、潜在管理栄養士を採用した民間の実施機関に対し、支援を行う。
 - ・ 新規に採用された保健師等が、保健指導プログラムの研修を雇用開始の前後で利用した場合に、採用した実施機関に対し、支援を行う。



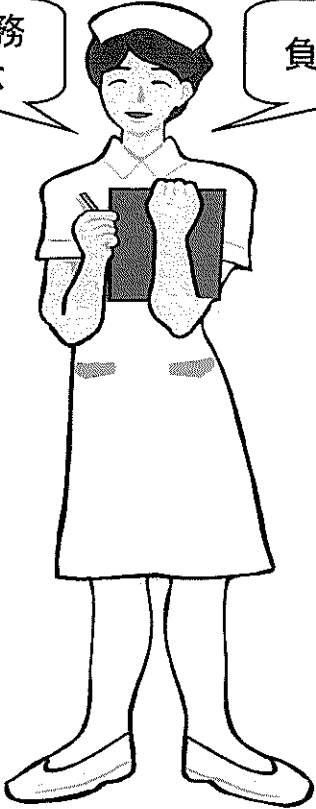
看護補助業務の活用

厚生農業協同組合連合会が運営する病院において、ベッドメイクや汚物処理、患者の移動介助等の看護補助業務を行う人員を雇い入れ、看護師の業務負担を軽減するとともに患者サービスの質の向上を図る

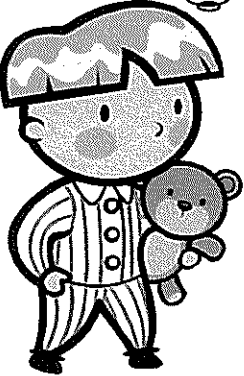


医療業務
に専念

負担軽減



安心・満足



厚生農業協同組合連合会の運営する病院において、患者の病態に応じた栄養管理に基づき調理を行い、食事を提供する院内給食業務を行うため、管理栄養士や調理師の補助を行う人員を雇い入れ、管理栄養士や調理師の業務負担を軽減するとともに患者サービスの質の向上を図る

厚生農業協同組合連合会の運営する病院において、患者の病態に応じた栄養管理に基づき調理を行い、食事を提供する院内給食業務を行うため、管理栄養士や調理師の補助を行う人員を雇い入れ、管理栄養士や調理師の業務負担を軽減するとともに患者サービスの質の向上を図る

- 食器洗い
- 配膳
- 調理場清掃



補助

患者の病態に応じた調理に専念

負担軽減

